九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

不法行為法上の名誉毀損における「専ら公益を図る目的」 : 裁判例における公益目的要件の機能

高岡, 大輔
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

https://doi.org/10.15017/7348014

出版情報：法政研究. 91 (4), pp.151-196, 2025-03-17. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

不法行為法上の名誉毀損における「専ら公益を図る目的」
――裁判例における公益目的要件の機能――

高　岡　大　輔

序論
　第１節　問題の所在
　第２節　従来の議論
　　（１）公益目的要件の沿革
　　（２）学説における従来の議論
　第３節　検討の方法
第１章　最高裁判例における公益目的
　第１節　違法性阻却または故意・過失阻却の要件としての公益目的
　第２節　公益目的要件の内容
　　（１）侮辱的な人身攻撃の場合は公益目的が否定されること
　　（２）敵意と併存しうること
　　（３）表現方法・事実調査の程度を考慮して公益目的が否定されうること
　　（４）小括
第２章　裁判例における公益目的要件
　第１節　概観
　　（１）位置づけ
　　（２）公益目的要件の一般的内容
　　（３）分析の視角
　第２節　他の要件と関連した公益目的の否定
　　（１）公共性の欠如
　　（２）事実調査の程度

第３節　目的に着目した公益目的の否定
（１）私益目的
（２）加害目的
第４節　裁判例における公益目的要件の実質的機能の整理
（１）独立した要件として機能していない場面
（２）公共の利害との関連性
（３）私益目的
（４）加害目的
（５）政治的表現
第３章　公益目的要件の機能の再検討
第１節　公共の利害との関連性
第２節　私益目的（１）：恐喝・強要の手段
第３節　私益目的（２）：競争行為
第４節　加害目的
（１）問題の所在
（２）加害目的が直接認定される場合
（３）加害目的が客観的事情から間接的に認定される場合
結語
（１）不法行為法上の名誉毀損における公益目的
（２）残された課題

序論

第１節　問題の所在

判例によれば、事実の摘示による名誉毀損が公共の利害に関する事実に関係し、専ら公益を図る目的で行われたものであるとき、摘示された事実が真実であることが証明されれば、その行為には違法性がなく（いわゆる真実性の抗弁）、その事実が真実であることが証明されなくても、行為者においてその事実を真実と信じる相当の理由があるときには、故意もしくは過失がない（いわゆる相当性の抗弁[1]）。さ

（１）　最判昭和41年６月23日民集20巻５号1118頁（以下では「最高裁昭和41年判決」として引用する）、1119頁。

らに、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的がもっぱら公益を図ることにあった場合に、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その行為は違法性を欠くものであり、仮に意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（いわゆる公正な論評の法理[(2)]）。

これらの判例法理において、免責の要件として最も大きな役割を果たしてきたのは、摘示された事実または論評が前提としている事実が真実であると証明されること（以下では「真実性」という）、または、真実と証明されないときにその事実が真実と信じる相当の理由があったこと（以下では「相当性」という）である。学説の議論においても、特に相当性の判断方法に焦点が当てられてきた。さらに、公共の利害に関する事実に係ること（以下では「公共性」ということがある）という要件についても、沿革上の理由やプライバシー保護の法理との関係という観点から、議論が行われてきた。

これに対して、専ら公益を図る目的（以下では「公益目的」ということがある）で行われたという要件については、具体的内容及び実際上の意義と、その理論的基礎について、なお検討を要する状況にある。

第２節　従来の議論

（１）公益目的要件の沿革

冒頭に掲げた最高裁昭和41年判決は、刑法230条の２を、民事不法行為の真実性の抗弁・相当性の抗弁に関する判例法理の直接の出発点とした。同条の前身は、戦前の出版法31条及び新聞紙法45条である[(3)]。出版法31条及び新聞紙法45条は、現行刑法

（２）　最判平成９年９月９日民集51巻８号3804頁、3810頁以下。

（３）　出版法31条（1949年廃止）

文書図画ヲ出版シ因テ誹毀ノ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ私行ニ渉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ専ラ公益ノ為ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ノ証明ヲ許スコトヲ得若之ヲ證明シタルトキハ其ノ罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ

230条の２と同様に、名誉毀損罪の免責規定であった。そして、いずれも、公益目的（「公益ノ爲ニスル」）要件を有していた。この公益目的要件は、イギリス法の影響を受けて規定されたものという[(4)]。現行刑法230条の２と比較した大きな相違点は、①要件の点で現行刑法230条の２が「公共の利害に関する事実に係り」と規定しているのに対して、出版法31条及び新聞紙法45条では「私行ニ渉ルモノヲ除クノ外」と規定されていたこと、②出版法31条及び新聞紙法45条は、名誉毀損罪を対象としていただけでなく、効果の点で「損害賠償ノ訴」の免責も規定していたことにある。

ところで、大審院判例を見る限り、出版法31条及び新聞紙法45条の規定が実際に問題となったのは刑事事件についてであり、しかも、免責が認められた例はほとんど見られない。問題となった諸事例において免責が否定された理由は、ほとんどの場合で、「私行ニ渉ル」ものだと判断されたためであった[(5)]。したがって、これらの規定の要件のうち、名誉毀損罪の成否のために最大の意味を持っていたのは、「私行ニ渉ルモノヲ除ク」という要件だということができる。初期の判例には、「私行」をある程度狭く解して、「行為が直接社会公衆の利害に関係を有し公益に影響を及ぼすべき場合は同法の所謂私行以外の行為」とした原審を踏襲して無罪判決を下したものもあり[(6)]、このような理解であれば現在の公共性要件に近いようにもみえる。しかしその後の判例は、行為の結果が直接に公衆に利害関係を及ぼすかどうかという点から区別する基準は不当であり、「私行とは人の私生活関係に於ける行為を指称するものなれば……公生活関係に非ずして私生活関係に属するものは之を私行なりと解す」という立場をとった[(7)]。その結果、「私行」の範囲は極めて広く、例えば、市会議員が市の失業救済事業である道路舗装工事について就労していない者を就労者のように装って市から労

新聞紙法45条（1949年廃止）
　新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ渉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ悪意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得若其ノ證明ノ確立ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル

（４）　小野清一郎『刑法に於ける名誉の保護（再版）』（有斐閣、1956年）（初出：1934年）493頁。出版法及び新聞紙法の制定過程に関する近年の研究として、佐藤結実「名誉毀損罪の再構成（１）：プライヴァシー保護の観点から」北大法学62巻５号1302頁以下。

（５）　真実であることの証明に成功せず、免責が認められなかった事例としては、大判大正２年３月10日刑録19輯308頁がある。

（６）　大判大正５年11月１日刑録22輯1644頁。

（７）　大判大正６年４月５日刑録23輯275頁。

賃を詐取した、という記事でさえ、「私行ニ渉ル」ものだと解されたのである[8]。このような立場では、この「私行ニ渉ルモノヲ除ク」という要件だけで、出版法31条・新聞紙法45条による免責はほとんど認められなくなるから、公益目的要件が実際に問題となる場面はない。それゆえ、これらの規定の公益目的要件の内容について判示した判例は知られていない。他方で、学説では、当時、新聞紙法の公益目的要件は「客観的目的観」によって、すなわち、行為者の主観を包含してそれを超える客観的判断として、第三者の立場における客観的観察上、専らその目的意識をもった行動と認めるべきものかどうかによって、判断するべきだとされていた[9]。

その後、戦前の改正刑法仮案において同趣旨の規定を刑法に取り入れる議論の中で、「私行ニ渉ルモノヲ除ク」という要件は「公共の利害に関する事実に係り」という要件に置き換えられ（改正刑法仮案412条[10]）、それが戦後に刑法230条の２第１項に採用されたと解されている[11]。これらの議論の過程においても、公益目的要件は実質的に変更の対象とはされなかった。

現在の刑法230条の２第１項の公益目的要件について、通説は、「専ら」といっても人の心理作用は複雑であり、唯一の動機のみによって行動するということを人間に期待することは実際上の問題として甚だしく困難であるという理由で、主要な動機が公益のためであれば足りると解している[12]。他方で、憲法21条の表現の自由の保障を重視する観点から、公益目的要件は事実の公共性の認識に解消すべきだという見解が有力に主張されているが[13]、多数となるには至っていない。

（２）学説における従来の議論

最高裁昭和41年判決以来、学説においても、一般的に、公益目的が名誉毀損の違法性阻却の要件となること及び故意・過失阻却の要件となることが認められてき

（８） 大判昭和９年２月８日刑集13巻107頁。
（９） 小野・前掲注（11）493頁以下。
(10) 議論の過程の詳しい検討として、高田久美「改正刑法準備草案と団藤――名誉に対する罪をめぐる戦前・戦後の刑法改正事業」福島至編著『団藤重光研究　法思想・立法論、最高裁判事時代』（日本評論社、2020年）105頁以下。
(11) 小野清一郎『刑罰の本質について・その他』（有斐閣、1955年）146頁以下（初出：1952年）。
(12) 小野・前掲（11）147頁、団藤重光編『注釈刑法（５）』（有斐閣、1965年）365頁[福田平執筆]。
(13) 野村稔『未遂犯の研究』（成文堂、1984年）222頁以下、平川宗信『名誉毀損罪と表現の自由』（有斐閣、1973年）132頁以下、山口厚『刑法各論（第３版）』（有斐閣、2024年）145頁など。

た。ここでも、やはり憲法上の表現の自由の保障の観点からこの要件を不要とする見解もあるが[14]、少数にとどまる。ただし、特に新聞報道による名誉毀損を念頭に置いて、公共の利害に関係する事実の報道が公益目的を満たさない場合はほとんどないことが指摘されており[15]、公益目的要件の実際上の意義は乏しいとみる見解は多い[16]。もっとも、週刊誌記事等の、新聞報道以外による名誉毀損では、公益目的が否定される裁判例も多いことは指摘されてきた[17]。

公益目的要件の内容について、通説は、刑法学説における通説と同様に、主たる動機が公益のためであれば足りると解している[18]。これに対して、公共性が認められる場合にさらに加害者の公益目的を単独で判断するのではなく、公共性要件と公益目的要件とを一体的に捉えて、公共性の強弱と公益性との相関的考察によって総合的判断をすべきだと主張する見解も、有力に主張されている[19]。

こうした従来の議論の問題点は次のところにある。すなわち、公益目的要件の意義を論じるに当たっては、まず、この要件が実際にどのような内容を有しており、その結果としてどのような機能を果たしているか、という点の検討を基礎に置く必要がある。しかし、従来の検討は、この点で十分でなかった。とりわけ、公共性と公益目的とが一体で判断されるということは、従来の名誉毀損の代表例であった新聞報道による名誉毀損には相当程度当てはまるとしても、既に指摘されていたようにそれ以外の類型、特に近時増加している非マスメディア型の名誉毀損に関しては、必ずしも裁判例の傾向とはいえない。現在では、こうした非マスメディア型の

(14)　表現の自由の観点からこの要件を不要とする説として、堀部政男「表現の自由と人格権の保護」有泉亨監修・伊藤正己編『現代損害賠償法講座２』（日本評論社、1972年）16頁、松井茂記「名誉毀損と表現の自由」山田卓生編集代表・藤岡康宏編『新・現代損害賠償法講座　第２巻』（日本評論社、1998年）107頁以下、特に111頁。

(15)　五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）52頁、三島宗彦「真実の証明と人格権侵害」山田卓生編集代表・藤岡康宏編『新・現代損害賠償法講座第２巻』（日本評論社、1998年）142頁、佃克彦『名誉毀損の法律実務（第３版）』（弘文堂、2017年）469頁。

(16)　佃・前掲注（15）468頁、竹田稔『プライバシー侵害と民事責任（増補改訂版）』（判例時報社、1998年）299頁。

(17)　五十嵐・前掲注（15）52頁。

(18)　窪田充見編『新注釈民法（15）』（有斐閣、2017年）511頁[水野謙執筆]、建部雅「名誉毀損」窪田充見・大塚直・手嶋豊編著『事件類型別不法行為法』（弘文堂、2021年）297頁。

(19)　三島・前掲注（15）150頁、幾代通著・徳本伸一補訂『不法行為法』（有斐閣、1993年）91頁。これに対して、裁判例のこのような認定方法に反対するものとして、松尾剛行・山田悠一郎『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務』（勁草書房、2019年）215頁、226頁。

名誉毀損に関しても相当数の裁判例が蓄積されているのであるから、公益目的要件が実際上どのような内容を有しており、どのような機能を果たしているかという点について、裁判例を再検討すべきである。これによって、裁判例における公益目的要件の実質的機能を明らかにした上で、その機能の理論的基礎を考察することが必要である。

第３節　検討の方法

上記の問題に取り組むために、まず、最高裁の判例法理を概観した上で（第１章）、下級審裁判例において、名誉毀損行為による損害賠償請求が問題となった裁判例のうち[20]、公益目的が認められなかったために、真実性の抗弁・相当性の抗弁または公正な論評の法理による免責が否定された事例を素材として、裁判例における公益目的要件の内容を分析する（第２章[21]）。そこから明らかになる公益目的要件の実質的機能を踏まえて、それらの公益目的要件の実質的機能の理論的検討を行う（第３章）。

第１章　最高裁判例における公益目的

第１節　違法性阻却または故意・過失阻却の要件としての公益目的

最高裁昭和41年判決以来の一貫した判例法理として、名誉毀損事例において公益目的は違法性阻却ないし故意阻却の要件として位置付けられる。この点は、肖像権のような他の人格権侵害の場合に、行為の目的が違法性あるいは受忍限度を判断するための考慮要素の一つに止まることと比較して、名誉毀損における判断枠組みの特徴といえる。

この点は、刑事被告人の法廷での姿を描いたイラスト画を週刊誌に掲載した行為が問題となった最高裁平成17年11月10日判決において[22]、よく現れている。第一審及

(20)　公益目的自体は、差止請求、発信者情報開示請求、プロバイダ責任等の場面でも問題となるが、それらの場面における公益目的要件の内容は必ずしも損害賠償請求の場合と同一でないため、ここでは、検討の対象を原則として加害者自身の名誉毀損的表現行為に基づく損害賠償責任に限定する。

(21)　近時の裁判例を公益目的に着目して分析したものとしては、松尾・山田・前掲注（19）216頁以下が詳しい。

び原審は、記事内におけるイラスト画の掲載を肖像権侵害とともに名誉毀損の観点からも扱って、記事全体が被害者を揶揄する意図に出たものであるとして記事全体の公益目的を否定し、かつ、イラスト画が記事全体とは別個の独自の公益目的を有することも否定して、名誉毀損としての違法性を認めていた[23]。これに対して最高裁は、名誉ではなく、自己の容ぼう等を描写したイラスト画をみだりに公表されない人格的利益を問題とし、原審とは異なり、イラスト画のうち、資料を見せられている状態及び手振りを交えて話しているような状態が描かれたイラスト画については違法性を否定した。

最高裁の判断方法と第一審及び原審の判断方法との相違は、公益目的の存否が要件として位置づけられるか否かに現れる。最高裁は、写真をみだりに公表されない人格的利益との関係で、侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかの判断に当たって、撮影の目的を考慮要素の一つとしており、イラスト画についても、この点では基本的には同様の判断枠組みに依拠していると考えられる。そこでは、公益目的は、考慮されるとしても、受忍限度の判断要素の一つに過ぎず、名誉毀損の場合のように要件としては考慮されない。これと比較したとき、名誉毀損の場合には、公益目的は違法性阻却や故意・過失阻却の要件の一つという、より重要な位置づけが与えられている。

第２節　公益目的要件の内容

公益目的要件が実際に機能するのは、公益目的が否定されることによって真実性の抗弁・相当性の抗弁・公正な論評の法理による免責が認められない場合である。しかし、最高裁において公益目的を否定した判例はほとんどない。

（１）侮辱的な人身攻撃の場合は公益目的が否定されること

不法行為法に関して公益目的を否定した代表的な最高裁判例として、差止請求に関するものではあるが、北方ジャーナル事件判決[24]が知られている。

---

(22)　民集59巻９号2428頁。

(23)　第一審：大阪地判平成14年２月19日民集59巻９号2445頁、原審：大阪高判平成14年11月21日民集59巻９号2488頁。

同判決は、北海道知事選挙に立候補を予定していた者に対する雑誌記事が、「ことさらに下品で侮辱的な言辞による人身攻撃等を多分に含む」ことを理由に、専ら公益を図る目的のために作成されたことを否定したものである。ここでは、公益目的要件は、侮辱的な人身攻撃を違法性阻却の対象から除外するという機能を果たすことが示されている。

（2）敵意と併存しうること

第１節で述べたように、刑法学及び民法学の通説は、「専ら公益を図る目的」とは主として公益を図る目的であればよいと解しているが、そのことを直接に判示した判例はない。しかし、判例も同様の立場であることは、最高裁平成元年12月21日判決[25]（以下では「最高裁平成元年判決」として引用する）において示唆されている。同判決は、公益目的が敵意とさえ併存しうることを示しているからである。事案は、通知表の交付に反対する組合所属教職員を批判するビラを配布した者が、ビラに当該教職員の氏名・住所等を個別的に記載したために、その教職員らに対して第三者が攻撃的な街宣を行う事態を惹起したことが問題となったものである。

原審は、ビラは配布者の組合所属教師に対する反感ないし敵意の表出として専らこれを揶揄誹謗するもので、配布の際に第三者による非難攻撃を期待していたとして、公益目的を否定していた[26]。しかし、最高裁は、ビラの「配布行為の主観的な意図」がそのようなものであっても、「そのことから直ちに本件配布行為が専ら公益を図る目的に出たものに当たらないということはでき」ないとして、名誉毀損の違法性を否定した（ただし、私生活の平穏の侵害による不法行為責任を認めた）。

この判決は、その後の下級審判決においても、加害者に他の意図があっても公益目的が排除されない趣旨の判例として引用されることがある[27]。

---

(24)　最判昭和61年６月11日民集40巻４号872頁。
(25)　民集43巻12号2252頁。
(26)　福岡高判昭和60年７月17日民集43巻12号2287頁。
(27)　例えば、仙台地判平成25年８月29日判時2211号90頁、東京高判平成27年12月16日LEX/DB文献番号25541962。

（3）表現方法・事実調査の程度を考慮して公益目的が否定されうること

刑事判例である月刊ペン事件判決[28]は、刑法230条の２第１項に関して、事実を「摘示する際の表現方法や事実調査の程度などは、同条にいわゆる公益目的の有無の認定等に関して考慮されるべきことがら」と判示した。

不法行為法に関しても基本的に同様に解されるとすれば、公益目的要件は、表現方法や事実調査の程度を免責判断において考慮する要件としても、機能すべきことになる。

（4）小括

これらの判例から、最高裁判例における公益目的要件は、第一に侮辱的な人身攻撃の場合に否定されるものであること、ただし敵意と公益目的とは併存しうること、第二に表現方法や事実調査の程度という観点から否定されうるものであることが、読み取られた。これらはいずれも重要ではあるが、公益目的要件の実際上の内容とその機能を明らかにするには足りない。そこで、これらの最高裁判例を出発点としつつ、さらに検討を進めるために、下級審裁判例を分析の対象とする必要がある。

第２章　裁判例における公益目的要件

第１節　概観

（1）位置づけ

公益目的は、公共性及び真実性と並ぶ違法性阻却の要件であり、また、公共性及び相当性と並ぶ、故意・過失阻却の要件である。これらの要件のうちいずれか一つが欠ければ、違法性阻却または故意・過失阻却は認められない。それゆえ、裁判例では、公益目的に疑問がありうる事例であっても、公共性や真実性・相当性が否定される場合には、公益目的を検討するまでもないとして違法性阻却及び故意阻却を否定するものが多い。反対に、公共性が肯定される場合には公益目的も認められることが多い。とりわけ、ある時期までの裁判例には、特に報道行為について、公共

(28)　最判昭和56年４月16日刑集35巻３号84頁。

性のある事実の摘示については特段の事情がない限り公益目的が推定されるとするものも見られた[29]。

公益目的要件が実際に機能するのは、他の要件が充たされているけれども公益目的が否定されるために、真実性の抗弁や相当性の抗弁、公正な論評の法理による免責が認められない場合である。したがって、本来であれば、公共性と真実性が肯定される事例においてこそ、公益目的要件の機能が最もよく示される。もっとも、そのような事例で公益目的だけを否定した裁判例は少数であるため、以下ではひとまず、公益目的だけでなく公共性や真実性・相当性も否定されている場合を含めて、検討を加える。

（２）公益目的要件の一般的内容

公益目的要件の一般的内容として、学説と同様に、「専ら公益を図る目的」は「主要な動機が公益のためであれば、その動機に多少私的な動機が混入していても差支えない[30]」ことが認められている。これは「専ら」という用語の通常の用法とは異なるが、下級審裁判例において確立した法理であるといってよい。

特に、敵意が公益目的と併存しうることについては、最高裁平成元年判決が既に示していたところであり、下級審でも、攻撃や報復等が主な目的でなければ公益目的が肯定されうるとする裁判例は多数みられる[31]。他方で、北方ジャーナル事件判決と同様に、侮辱的な人身攻撃について公益目的が否定された裁判例もまた、多数存

(29)　京都地判昭和60年７月12日判タ567号222頁、京都地判昭和60年10月25日判時1184号89頁、東京地判平成３年10月７日判時1405号64頁、東京地判平成５年５月11日判タ871号262頁、水戸地龍ケ崎支判平成６年７月11日判時1561号25頁。大阪高判平成12年２月29日判時1710号121頁もおそらく同旨。現在ではこのような推定が明示されることは少ないが、実質的に同じ扱いがされているといえる。

(30)　大阪高判昭和55年９月26日判時991号37頁（労働条件改善などの私益に関する動機が混入していた事例）。同旨のものとして、大分地豊後高田支判昭和62年３月11日判時1234号123頁（結論として公益目的を否定）、大阪高判平成20年10月31日判時2057号24頁、仙台地判平成25年８月29日判時2211号90頁、東京地判平成25年11月12日判時2216号81頁、名古屋地判平成29年３月24日労判1163号26頁（結論として公益目的を否定）、福岡地判令和２年12月21日裁判所ウェブサイト（平成30（ワ）1349）。また、東京高判昭和62年10月27日判時1275号57頁は、動機の「一半」が公益目的であることで足りるかのような判示をしている。

(31)　東京地判平成16年１月21日判タ1172号229頁、東京地判平成18年６月20日判タ1242号233頁、水戸地判平成24年９月14日判例地方自治380号39頁、東京地判平成25年11月12日判時2216号81頁。

在する。ここでは、どのような場合に「主な」目的が公益目的でなく攻撃にあると認められるのかが、問題となる。敵意以外で公益目的との併存が認められている目的の主要な例として、出版社が売り上げの増加を図る目的を有していた場合[32]、とりわけ、週刊誌記事がそのためにスキャンダル等に対する読者の興味や関心に迎合する面を有していた場合がある[33]。

次に、公益目的要件の中で表現方法や事実調査の程度を考慮すべきことは、月刊ペン事件判決が示唆していたところであり、下級審でも、実際にこれらの点に着目して公益目的を否定する裁判例がみられる。この点をさらに具体化した代表的な裁判例として、東京高判平成14年２月20日民集57巻９号1164頁がある[34]。同判決は、農産物のダイオキシン報道に関して、「表現の技法等が、いたずらに刺激的、扇情的で卑俗なセンセーションを巻き起こそうとするものであって通常の表現の技法等の域を逸脱するものであるときはその表現行為が専ら公益を図る目的に出たものとは認められないであろうし、前提となる取材や事実調査等をほとんど尽くさず、はったりや「ヤラセ」等により正確そうな表面を粧う表現方法も通常許される表現上の工夫の域を逸脱するものとしてそれが専ら公益を図る目的に出たものとは認められないであろう」と判示した。

（３）分析の視角

まず、公益目的が他の要件から独立した要件として意味があるのか否かという点が従来から疑問視されていたことを考慮すると[35]、公益目的が否定された裁判例を、特に他の要件と関連して公益目的が否定されているとみられる場合（第２節）と、そうではなく、まさに加害者の目的という観点から公益目的が否定されているとみられる場合（第３節）に大別することが有益である。もちろん、裁判例における公益目的の判断はそれほどはっきりと分類できるわけではなく、前者とみられる場

(32)　東京地判平成15年４月24日裁判所ウェブサイト（平成14（ワ）18096）、東京地判平成22年２月23日判タ1348号171頁、東京地判平成22年11月30日判タ1369号218頁など。
(33)　東京高判平成23年７月28日LEX/DB文献番号25543181、東京地判平成27年９月30日LEX/DB文献番号25541496など。
(34)　類似の判示として、京都地判昭和60年７月12日判タ567号222頁。
(35)　前掲注（16）参照。

合でも、最終的には加害者の加害目的が認定されていることが多い。しかし、ここでは、公益目的が否定される実質的な理由がどこにあるとみられるかという観点から裁判例の整理を試みる。

他の要件と関連して公益目的が否定されているとみられる場合は、さらに、公共性が否定されたことが理由となって公益目的が否定されているとみられる場合と、真実性・相当性と関係して事実調査の程度の観点から公益目的が否定されている場合とに分けることができる。これらの場合には、そもそも公益目的要件が実際に独立の要件として意味を持つかどうかという観点から、改めて裁判例を検討する必要がある。

加害者の目的という観点から公益目的が否定されている場合は、大きく、公益ではなく私益を目的としているとされた場合と、利益を図る目的ではなく相手方に対する加害を目的としているとされた場合とに分けることができる。それらの事例を分析するにあたって、公益目的要件の機能を考えるために、結果的に保護される利益に着目すべきである。公益目的が否定された結果として違法性や故意過失が阻却されず、名誉毀損による不法行為が成立するとき、それによって保護されることになる被害者の利益の実質が異なるのであれば、法益保護という観点からみて、公益目的要件の実質的機能が異なるからである。

第２節　他の要件と関連した公益目的の否定

（１）公共性の欠如

およそ公共の利害に関係しない事実について、加害者が公益を図る目的で行為するということは、実際上はあまり考えられない。それゆえに、公共性が否定される場合には、まさに公共の利害に関する事実でないことを理由として、公益目的も否定されている裁判例が多い。

（ア）私的事柄

公共性が認められないような私的事柄を内容とする表現については、一般に、公益目的も否定される。特に、著名人でもない私人の私的事柄については、通常は公共性が否定される。このような事柄が報道の対象となることは少ないから、問題と

なる加害行為も、通常は、私人が少数の相手方に対して行う表現である。例えば、近隣住民間での紛争におけるビラの配布[36]や、配偶者の不貞行為の相手方の周辺に不定の事実を告知する行為など[37]が、典型的な例である[38]。しかし、インターネットの普及後、ブログ[39]、SNSなどを通じて[40]、不特定多数人に対して公然と私人の私的事実の摘示が行われ、公共性と公益目的が否定される例も増加している。

ところで、先述した最高裁の月刊ペン事件判決は、刑法上の名誉毀損罪について、私人の私生活上の行状であっても、そのたずさわる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として公共性が認められうる、と判示していた[41]。この点は不法行為法上の名誉毀損においても一般に認められており、著名人の私的行状については、社会が正当な関心を有する対象だと認められるか否かによって、公共性が認められるか否かが分かれることになる。この観点から公共性及び公益目的が否定されてきた最も代表的な例は、週刊誌等が、芸能人等の著名人について、その芸能人等としての活動や立場とは関係のない私的紛争（夫婦間での紛争[42]、それ以外の男

(36)　東京高判平成８年９月12日LEX/DB文献番号28031359、東京地判令和元年５月７日LEX/DB文献番号25580181（回覧文書）、東京地判令和３年２月24日LEX/DB文献番号25588654（看板）など。類似事例として、東京地判平成29年１月25日LEX/DB文献番号25538842（賃料滞納の張り紙）。

(37)　東京地判平成26年12月９日LEX/DB文献番号25523005、東京地判平成28年10月17日LEX/DB文献番号25537046、東京地判令和４年５月30日LEX/DB文献番号25605574など。類似事例として、東京地判令和２年11月20日LEX/DB文献番号25587299（同意による性交渉で妊娠した女性が、相手方男性の勤務先に対して、男性が強姦を行ったかのような文書を送付した事例）。

(38)　他の例として、東京地判平成21年11月27日WLJ（文献番号2009WLJPCA11278016）（妻Aが預金を無断で引き出したことについて、Aの父Bの勤務先である銀行に、Aが窃盗をしたなどと電話した事例）、東京地判平成25年３月14日LEX/DB文献番号25511668（同僚が偽装結婚であるなどと他の同僚らに対して発言した事例）、東京地判平成30年５月14日LEX/DB文献番号25555929（同窓会役員を職務放棄により解任した旨の通知を、同窓会メーリングリストで送信した事例）、東京地判令和４年12月９日LEX/DB文献番号25608139（建物賃貸人が賃借人の父親の勤務先に赴いて、賃借人が違法薬物を使用しているなどと述べた事例）。

(39)　東京地判平成23年６月30日LEX/DB文献番号25567379（娘夫婦が孫の病状に気を払わず死亡させたなどとするブログ記事）。

(40)　東京地判平成25年７月19日LEX/DB文献番号25513929（賃借人を誹謗中傷する動画のニコニコ動画へのアップロード）、東京地判令和２年２月27日LEX/DB文献番号25584540（元交際相手の男性が独身と偽っておりDBをしたなどとするTwitter、Facebook、２ちゃんねる等への投稿）、東京地判令和３年10月27日LEX/DB文献番号25602341（姉とその友人が経営する店舗で姉が給料未払いを受けたとの、芸能人によるインスタグラムへの投稿）。

(41)　最判昭和56年４月16日刑集35巻３号88頁。

(42)　東京地判昭和49年７月15日判時777号60頁、東京地判平成19年６月25日判時1988号39頁、東京

女問題における紛争[43]、親子間の紛争[44]、自宅近隣住民との紛争[45]など[46]）について、記事を掲載する事例である。

ときに、首長や議員等の公人についても、純粋に私的な問題については公益目的が否定されることがある。例えば、知事の非寛容な性格が血脈に由来するなどとして同知事の父らが被差別部落出身で暴力団関係者であったなどと記載した週刊誌記事について、対象者が公人の地位にあるからといって公益目的を認めることはできないとされた事例がある[47]。もっとも、公人について、一定の場合にプライバシー侵害を認めることはともかく、真実性がある場合でさえ名誉毀損としての違法性阻却を否定するという効果を持つ公益目的要件を、そもそも問題とすべきかどうかは疑問の余地があろう（刑法230条の２第３項参照）。上記事例でも、控訴審判決は公益目的を肯定している[48]。

いずれにせよ、公共性が存在しないことが理由となって公益目的も否定されているとみられる事例では、公益目的の判断は公共性の判断に従属しているから、公益目的要件は独立した機能を果たしていない。公共性が否定されたことだけで、もはやその他の要件について判断するまでもないとして、公益目的の判断を改めて下すことなく違法性阻却や故意・過失阻却が否定されることも多い。

（イ）表現が具体的な公共性・公益目的の範囲外にある事例

判例の枠組みでは、公益目的は違法性阻却または故意・過失阻却の要件である。つまり、違法性阻却または故意・過失阻却を主張する加害者側が、具体的な公共の

地判平成27年３月24日LEX/DB文献番号25525115。

(43) 東京高判平成10年１月28日判時1647号101頁、東京地判平成21年８月28日判タ1316号202頁。類似事例として、東京高判平成24年７月11日LEX/DB文献番号25482715（映画監督の再婚に関連して両当事者の経済状況に触れた記事）、東京地判平成27年８月５日LEX/DB文献番号25532528（宗教団体内部で一定の影響力を有するが社会的影響力のない宗教団体幹部の女性問題に関する記事）。

(44) 東京地判平成27年６月24日判時2275号87頁、東京地判平成26年４月18日LEX/DB文献番号25503982。

(45) 東京高判平成13年７月５日判時1760号93頁。

(46) 他の例として、東京地判平成18年５月23日判時1961号72頁（以前芸能活動をしていた者の自殺未遂記事）、東京地判平成30年11月28日LEX/DB文献番号25562407（著名歌手のマネージャーが担当歌手から受けていた評価等に関する記事）。

(47) 大阪地判平成27年10月５日裁判所ウェブサイト（平成26（ワ）2019）。

(48) 大阪高判平成28年11月16日LEX/DB文献番号25544886。

利害と公益目的とを主張・立証する必要があり、それが認められなければ、違法性や故意・過失は阻却されないこととなる。このように、公共性や公益目的を判断するに当たって検討の対象となるべきものは、一般的・抽象的な公共性や公益目的ではなく、通常は、加害者側が主張した具体的な公共の利害と公益目的である。そして、この両者は加害者側の主張において一体の関係にあることが多い。

裁判例には、問題とされた表現が、この具体的な公共の利害及び公益目的との客観的関連性を欠くことに着目して、公共性及び公益目的を否定しているとみられるものがある。ただし、「仮に、事実の摘示が公益目的のために必要な範囲を超えるものであったとしても、そのことから直ちに当該事実適示が専ら公益目的に出たものであることが否定されるわけではない」と判示した判決もあり[(49)]、表現と公共の利害及び公益目的との客観的関連性はそれほど厳格に求められるわけではないと解される。とはいえ、少なくとも、主張された具体的な公共性や公益目的と実際の表現行為がそもそも関連がないと解されるときは、この観点から公益目的が否定されることになる[(50)]。

特に問題となることが多いのは、表現行為全体のうち一部は公共性・公益目的の範囲にあるが、他の一部がその範囲外にあり、特に私的事柄に踏み込んでいるような場合である。具体的な例としては、週刊誌が犯罪報道記事においてその被疑者の女性関係をも掲載したことについて、事件の報道目的のために不要であるとして公益目的が否定された事例[(51)]、週刊誌が日本最初の女性エイズ患者について肖像写真付きで特定して報道したことについて、個人的事柄を除外して報道することで十分に公益目的を達成できたとされた事例[(52)]などがある[(53)]。また、表現場所の観点から公共

(49)　東京高判平成30年９月13日LEX/DB文献番号25561389（大学における労働組合の活動に際して大学に対する創立者の不当な影響力を示すために労働組合ウェブサイトに創立者の前科に関する判決全文を掲載した事例）。その原審である東京地判平成29年12月15日LEX/DB文献番号25551237は、前科の概要を公表すれば足りたとして公益目的を否定していた。

(50)　例として、東京地判平成28年１月27日LEX/DB文献番号25543295、東京地判平成28年４月22日LEX/DB文献番号25535834、東京地判令和３年10月４日LEX/DB文献番号25602084、東京地判令和４年５月26日LEX/DB文献番号25605626など。

(51)　東京地判昭和56年６月30日判時1018号93頁。類似事例として、東京地判昭和63年２月15日判時1264号51頁（豊田商事、ただし相手の女性に対する名誉毀損）。

(52)　大阪地判平成元年12月27日判時1341号53頁。

(53)　他の例として、名古屋高判平成24年３月16日LEX/DB文献番号25480817（裁判報道に関して読者サービスのために原告の前科を掲載した事例）、東京高判平成25年３月21日LEX/DB文献番号25503624（公安警察情報漏洩事件に関連する書籍について、違法捜査を問うために必要のない個人情報を公開した事例）がある。

性・公益目的との関連性が否定されたと思われる例として、労使紛争に関連して取締役を批判するビラを配布する行為のうち、本店付近等で配布する行為は公益目的が肯定されたが、当該取締役の自宅周辺で配布する行為については公益目的が否定されて、名誉を毀損するとともに私生活の平穏を侵害するとされた事例がある(54)。これらの事例は、公益目的の範囲外とされた部分に着目すれば、私的性質ゆえに公共性及び公益目的を欠くと判断されているものとして理解することができる(55)。

他に、表現の手段・方法が公共の利害を図るために適切な手段といえないことに着目して、公益目的が認められない場合がある。第一に、公益目的を達成するための手段として有効性を欠くような表現方法がとられたとき、公益目的が否定される場合がある(56)(57)。第二に、公益目的を達成するための手段として不適切な場合に、公益目的が否定される場合がある。その代表例は表現が暴力を伴う場合である。例えば、政治団体が朝鮮学校に対して実力行使を伴う示威活動を行ったことについて、公益を図る表現行為が実力行使を伴う威圧的なものであることは通常はあり得ないとして公益目的が否定された事例がある(58)。また、暴力までは伴わないとしても、客観的

(54)　仙台高秋田支判昭和53年５月８日労判304号41頁。類似事例として、東京高判平成29年11月17日WLJ（文献番号2017WLJPCA11176003）。先述した最判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁の原審である福岡高判昭和60年７月17日民集43巻12号2287頁、第一審である長崎地判昭和58年３月28日民集43巻12号2271頁も、これに近い例であったともみうる。

(55)　他に、大阪高判令和３年12月16日WLJ（文献番号2021WLJPCA12166014）（インターネット上での書き込みについて、上場役員としての適格性とはおよそ関係がない私生活上の事項まで記載していることなどから、投資家に対して被害者Aが上場企業の役員として不適格であることを伝える目的とは認められないとして公益目的が否定された事例）、東京地判令和５年３月９日LEX/DB文献番号25608874（被害者Aによる会社乗っ取り行為の被害実態を明らかにして今後同様の被害を発生させないという公益目的との関係で、関係のない50年以上も前の銀行立てこもり事件を摘示することによって目的を達成できるとはいえないとして公益目的が否定された事例）などがある。

(56)　東京地判平成26年８月18日LEX/DB文献番号25521089（Aの暴力行為についてmixi上に仲間内で悪口を言い合うトピックを作成した事例）、東京地判平成28年８月22日LEX/DB文献番号25536896（会社を辞める従業員が代表取締役の違法行為について全従業員にメールを一斉送信したが、違法行為を改めさせるための手段として有効かつ適切ではなかったとされた事例）。

(57)　個人間での情報漏洩的な情報提供も、公共の利害に資するものでないから、公益目的が否定される傾向がある（福岡高判平成20年４月24日判タ1297号130頁、名古屋高判平成27年２月５日判時2253号３頁）。もっとも、そもそもそのような事例をプライバシー侵害のみならず名誉毀損の観点からも扱うことが適切かどうかは、疑問である。

(58)　京都地判平成25年10月７日判時2208号74頁。控訴審である大阪高判平成26年７月８日判時2232号34頁は、差別目的であったという理由で公益目的を否定した。

に不正な手段が用いられているときは、公益目的が否定されうる。[59]

ところで、侮辱的・揶揄的表現も、この観点からは、やはり公益目的達成のための手段として適性を欠く場合とみることもできる。しかし、裁判例は、侮辱的・揶揄的表現については、公共の利害と手段の関連性という観点よりも、まさに加害者の目的、とりわけ加害目的の存在という点に着目して、公益目的を判断していることが通常である。そのため、ここでは侮辱的・揶揄的表現については加害者の目的の観点から後述する。侮辱・揶揄に至らない表現が問題となった例としては、公益目的達成の手段としては通常用いられない娯楽的な表現方法がとられたことによって公益目的が否定された例があり[60]、これは表現行為に公益目的達成の手段としての関連性が認められなかった例として理解しうる。

（2）事実調査の程度

事実調査の程度が公益目的の判断において考慮されうることは、最高裁の月刊ペン事件判決が示唆していた。しかし他方で、加害者側の取材が不十分であることは、通常は、相当性の判断において考慮されるものであり、それだけで公益目的を否定する事情とはいえない[61]。ここでは、事実調査の程度が不十分であるために公益目的が否定されるのはどのような場合であるかということが問題となる。

---

(59)　例として、大阪高判平成17年10月25日裁判所ウェブサイト（平成17（ネ）1300）（その原審である大阪地判平成17年３月17日裁判所ウェブサイト（平成16（ワ）6804）も参照）（訴訟手続のためにのみ用いるという合意の下に開示された文書をインターネット上に公開した事例）、東京地判平成28年11月９日LEX/DB文献番号25538371（マンション内での紛争で、管理組合の総会等における正常な議論ではなく実力で対立する住民Aの行動を阻止しようとすべく圧力をかけようとして相手方の詐欺等を主張する書面を住民や相手方の勤務先に送付した事例）、東京地判平成30年３月30日LEX/DB文献番号25553061（脱税疑惑などをインターネット掲示板で書き込むに際して、複数人によって投稿されたものという外観を作出して記載内容が真実であると読者を錯覚させる目的で複数IDを利用した事例。ただし、控訴審である東京高判平成30年12月５日判タ1461号115頁では公益目的が認められた）。

(60)　東京地判平成26年10月22日LEX/DB文献番号25522232（漫画に挿入されたコラム内で殺人事件により死刑判決を受けた者が暴力団構成員であったなどとする誤った記載をした事例）。やや類似と思われる事例として、東京地判平成29年７月28日LEX/DB文献番号25555743（Yahoo！知恵袋に、会社名を白文字で忍ばせあくまで架空の物語を記載したなどという体裁で特定の楽器製造会社を批判する投稿をした事例）。

(61)　東京地判平成18年３月27日判タ1244号229頁。同旨のものとして、東京地判平成26年12月17日LEX/DB文献番号25505538、東京地判平成27年６月15日LEX/DB文献番号25540710、東京地判平成28年６月30日LEX/DB文献番号25536239。

裁判例では、事実調査の程度が著しく不十分であり、真実性に全く注意を払っていないと判断されるような場合に、公益目的が否定されたものがある。それらの裁判例は、結局は後述する加害目的を認定している場合が多いが、ここではいったん事実調査の程度と加害目的とを独立の問題として扱う。

事実調査の程度に着目して公益目的が否定される場合には、公共性は肯定されていることが多い。他方でここでは、公益目的要件と真実性要件及び相当性要件との関係が明らかでない。

（ア）公益目的と真実性・相当性がいずれも否定されている例

公益目的と真実性・相当性がいずれも否定されている裁判例として、町長が議員運営委員会においてある嘱託職員について金銭的不正があったなどと発言したことについて、被害者や他の職員はおろか直属の上司に対してすら事実調査や確認をしたことがなかった事例がある[(62)]。

このような場合は、公益目的を問題としなくてもいずれにせよ違法性阻却及び故意・過失阻却は否定されていたと考えられるから、公益目的要件は独立の機能を有しない。

（イ）真実性・相当性が検討されていない例

公益目的が否定された結果、真実性及び相当性は検討されることなく、名誉毀損による責任が認められた裁判例も複数知られている。例えば、テレビ番組内で医師が自己と見解の対立する特定の美容整形医を批判した際に、客観的証拠の収集をしておらず、相手方に何らの確認もしておらず、また出演者とその手術による被害を受けたとする受診者との同一性も十分確認されていなかった事例がある[(63)]。このよう

(62)　甲府地判平成17年12月27日労判919号31頁。

(63)　東京地判平成２年１月30日判タ730号140頁。他の例として、東京地判令和４年１月21日LEX/DB文献番号25603468（フェイスブック上に、Aが詐欺をしている趣旨の投稿に加えて、Aの妻であるというだけで根拠もなく妻Bも「おそらく黒」などとする記事を投稿した事例）、東京地判令和５年１月30日LEX/DB文献番号25597245（Aが海外でマリファナを服用していたなどと５ちゃんねるに書き込んだ行為について、スレッドの他の投稿を読んでいる中でAに対する勝手な印象ができあがってしまい、他の閲覧者の共感を得るために投稿したものであり、公益を図る意図をもって内容の真実性を吟味したところはうかがえないとされた事例）。

な場合は、公益目的要件は真実性・相当性とは独立に機能したようにもみえる。

しかし、事実調査の程度が不十分であるとして公益目的が否定されるには、その程度として著しい不十分さが要求されているとみられる。具体的には、相手方本人に対して何ら実質的な取材をしようとしておらず[64]、かつ、客観的根拠も極めて不十分な収集しかされていないといった程度に不十分であることが[65]、必要だと解される。このような場合には、真実性が認められなかったときは、相当性は認められないと考えられるから、仮に公益目的が判断されなくとも、いずれにせよ故意・過失阻却は認められない。したがって、ここでも公益目的要件は少なくとも相当性要件との関係で独立の機能を有しているとはいえない。真実性要件との関係については、項を改めて検討する。

（ウ）真実性が肯定されている例

観念的には、極めて不十分な調査によってたまたま真実を言い当てた場合に、真実性が肯定されるけれども公益目的が否定されるという場合を考えることは可能である。実際の例として、メルカリでジョン・レノンのサインと称する商品を購入した買主が、目的物は真正品ではなく売主が偽造したとするコメントを書き込んだことについて、最終的に偽造の真実性は立証されたと認定しながら、コメントの時点では根拠が希薄であったとして公益目的が否定された事例がある[66]。

しかし、判例法理における真実性の抗弁と相当性の抗弁の区別は、真実性が認められる表現については相当な資料・根拠の有無を問う必要はない、ということを意味しているはずである。この区別は、単に違法性がない場合は故意・過失の有無が問題とならないという形式論によるものではなく、実質的にも、公共性及び真実性

(64)　東京地判平成27年６月17日LEX/DB文献番号25541068（Aが野球選手のCM出演料を球団に支払わず着服したとする週刊誌記事について、記事の時点では支払いが完了していたのに客観的な裏付けのないまま「着服」等の表現を使用して記事を掲載した事例）では、相手方に問い合わせをしているが、極めて切迫した期限を設けていたことに着目して公益目的が否定されている。このような方法では、実質的に取材をしようとしたとは認められないものと解される。

(65)　他の例として、東京地判平成26年８月20日LEX/DB文献番号25521093（飲食店経営者が中国マフィアと抗争したなどとする雑誌記事について、従業員１名から取材した以外はインターネット上の情報をまとめるだけで同記事を作成しており真実性の確保に意を払っているとはうかがえないとされた事例）。

(66)　東京地判令和４年12月６日LEX/DB文献番号25608204。

のある表現行為については、相当な資料・根拠の存否を問わず許されるべきだという価値判断に基づくものと解される。そうだとすれば、結果的に真実に到達している場合に、根拠が不十分であったということを理由に公益目的を否定することには、疑問がある。

（エ）意図的な虚偽表現

単に事実調査の程度が不十分であることを越えて、意図的な虚偽表現がなされた場合にも、裁判例では公益目的も否定されることがある。具体的な例としては、自己が相手方から何らかの加害を受けたと虚偽の主張をした事例[67]、団体が特定の構成員に責任を転嫁しようとした事例[68]、お互いに虚偽の応酬をしていた事例[69]などがある[70]。

もっとも、この場合も、いずれにせよ真実性および相当性が認められないから、公益目的要件は独立した機能を有しない。

第３節　目的に着目した公益目的の否定

「目的」という文言は素直に読めば加害者の主観的目的に着目するものであり、「公益」を図る目的という要件は、私益を図る目的（私益目的）と、利益を図る目的ではなく相手方に害を加える目的（加害目的）とを、除外することを想起させ

(67)　東京地判平成25年11月28日裁判所ウェブサイト（平成24（ワ）3677）（雑誌記事がブログの盗作であると主張する際に、実際には取材費を支出していないのに盗作によって取材費相当の被害額を生じさせられたなどとする記事を掲載した事例）、東京地判平成27年８月５日LEX/DB文献番号25532528（宗教団体Aの幹部Bが別の宗教団体Cへの盗聴に関与したことが別訴で否定されており加害者もこれを認識していたにもかかわらず、BがCへの盗聴に関与したとするホームページ記事を掲載した事例）、東京地判令和３年10月６日LEX/DB文献番号25601848（芸能人との同意の上での性行為を強姦だと週刊誌に情報提供した事例）。

(68)　大阪地判平成29年７月31日LEX/DB文献番号25549102（学校法人が、組織的に行った不正入試問題について、高校の教頭が独断で行ったなどとする報告書を公表して責任転嫁を図った事例）。

(69)　東京地判平成30年６月28日LEX/DB文献番号25556157（ブログの元共同運営者間のトラブル）。

(70)　他の例として、東京地判平成25年１月21日LEX/DB文献番号25510086（週刊誌が、国会議員が家庭でパトカーを呼ばれたなどとする記事について、議員には問題行動がなかったことを熟知しながらあえて議員に問題があったと誤解を招く見出しで広告をした事例）がある。東京地判令和３年１月25日LEX/DB文献番号25587470（芸能人がかつてドラマ撮影中に他の女優から挨拶を無視されたり熱湯をかけられるなどの陰湿ないじめを受けたなどとする新聞連載及びブログ記事を投稿した事例）は、これに該当するのではないかと考えられる。また、後述の神戸地尼崎支判平成20年２月28日判時2027号74頁もこれに該当するといえる。

る[71]。実際に、私益目的または加害目的に着目して公益目的を否定したとみられる裁判例は多数に上る。

私益目的や加害目的といった加害者の主観的目的が、違法性阻却及び故意・過失阻却を否定するという効果を有するのだとすれば、ひとまず、それは加害者の主観的非難可能性に着目した規律ではないかということが考えられよう。この観点では、私益目的と加害目的とでは非難の根拠は異質であると考えられるから、両者を区別して検討する必要がある。

（1）私益目的

私益目的による行為は、公益目的が否定されて責任が成立することによって保護されることになる利益の実質という観点から、さらにいくつかに分けることができる。

（ア）被害者から不当に利益を引き出そうとする目的

まず、名誉毀損的表現やその警告を通じて被害者を困惑・畏怖させ、自己に対して何らかの利益を供与させようとする場合がある。代表的な例は、民事紛争の当事者が、自分の要求に従わなければ名誉毀損を実行することを示唆して相手方に圧力をかけ、自己に有利な紛争解決を狙う場合である。裁判例は、このような場合には一般に公益目的を否定している。ここでは、名誉毀損を手段とする明示または黙示の脅迫を通じて、恐喝が行われ、あるいは他の義務のない行為が強要されようとしているのであり、そこに侵害の実質がある。つまり、この場合に公益目的を否定して責任を成立させることで実質的に保護される利益は、社会的評価としての名誉だけでなく、恐喝罪の保護法益としての財産権、そしてとりわけ強要罪の保護法益としての意思決定の自由にあるとみることができる。

そのような場合のうち、公益目的が否定されるとともに真実性も否定されている例として、商工会議所関係者に被害者を批判する文書を送付した目的が、被害者が有する会社の株式を返還させたり土地持分権を放棄させるなど、民事上の紛争を自

(71)　これ以外に加害者の主観に着目して公益目的が否定された例として、作品の感想の表明は公益目的ではないとして名誉毀損の違法性阻却が否定された事例があるが（大阪地判令和５年10月26日裁判所ウェブサイト（令和５（ワ）4054））、名誉毀損を認めた判断に疑問がある。

己に有利に解決することにあったとされた事例や[72]、病院を批判するウェブサイトの開設が、病院が虚偽診断書を作成したと騒ぎ立てることにより示談金を支払うよう圧力をかける目的であったとされた事例などがある[73]。

これに対して、公益目的が否定されることにより真実性の検討が行われないまま違法性阻却ないし故意・過失阻却が否定されたものとして、２ちゃんねるに特定の金貨販売事業者がまるで詐欺であるなど書き込んだことが、自己の主張する買取価格で金貨を買い取らせるための圧力をかけることを主たる動機として行ったものとされた事例[74]、社会保険労務士がブログ上で別の社会保険労務士を攻撃する記事を掲載したことについて、嫌がらせをすることにより先行訴訟を有利に進行させるなどの目的であったとされた事例がある[75]。

個別の紛争類型としては、労使紛争における解雇撤回等の要求が公益目的ではないとされたものが多い。例えば、労働組合による真実に反するビラの配布や街宣活動[76]、懲戒解雇された元従業員が真の解雇事由は会社製品の問題の隠蔽であるなどとする虚偽の文書を会社取引先へ送付したことなどについて[77]、公益目的が否定されてきた[78]。労使紛争についても、やはり真実性・相当性が公益目的とともに検討された上で否定されていることが多いが、公益目的が否定されることによって真実性・相当性を検討することなく違法性阻却ないし故意・過失阻却を否定している裁判例もある[79]。

---

(72)　福岡地判平成２年８月30日判時1384号75頁。

(73)　東京地判平成24年12月20日LEX/DB文献番号25499155。

(74)　東京地判平成25年９月25日LEX/DB文献番号25515245。

(75)　東京地判平成28年12月27日LEX/DB文献番号25550094。

(76)　東京地判平成16年11月29日判時1883号128頁。類似事例として、労働組合が会社社長の自宅付近で街宣活動をするなどしたことについて、その目的は主として社長を困惑させて賃上げに応じさせることにあるとして公益目的を否定した判決がある（大阪地堺支判平成22年２月26日LEX/DB文献番号25540647）。しかし、その控訴審である大阪高判平成22年11月30日LEX/DB文献番号25540646においては、自宅周辺を狙い撃ちにしたものでなく、真実性が認められるとして名誉毀損による責任が否定されている。

(77)　神戸地尼崎支判平成20年２月28日判時2027号74頁。

(78)　他の例として、東京地判令和３年３月29日LEX/DB文献番号25589586（労働組合の構成員らが、会社の株主総会において、従前の労働争議について構成員らが望む解決を図るために当該会社が「さくら株主」を使って質疑を封じている、殺人事件の真相究明に消極的であるなどとするビラを配布した事例）。

(79)　例として、東京地判平成28年６月23日LEX/DB文献番号25536735（元従業員が会社の取引先に対して、会社から従業員へ未払い給与を払うよう指導すること等を求める文書を送付した事例）、東京地判平成29年４月13日LEX/DB文献番号25554655（行政書士法人の社員Aが、法人に債務不

（イ）売上増加目的

私益目的には、被害者からではなく、表現の受け手である読者や視聴者から利益を受けることを期待する目的のものも存在する。

その第一の典型は新聞や週刊誌の売り上げ増加を図る目的であるが、先述のように、そのような目的があることから直ちに公益目的が否定されるわけではない[80]。しかし、営利目的により公益目的が否定された例として、殺人事件に関するモデル小説の出版が営利目的であるとして公益目的が否定された事例[81]、週刊誌が、新聞社長が拉致され衣服を脱がされて写真を撮影された事件について、同性愛行為があったわけではないにもかかわらず「ホモ写真」などという見出しで広告したことが、記事内容と齟齬することを承知しつつ誤解を交えた好奇心から読者が購買意欲を抱くことを期待したものであるとして公益目的が否定された事例がある[82]。

結果的に保護される利益の実質を見ると、前者では、小説という形を取りながら特定の者が殺人事件の犯人であるかのような内容を公表したことで対象者の社会的評価が低下しており、後者では、社会的評価の低下というよりも同性愛者との誤解を招くというプライバシー的利益が侵害されていることが問題であったといえる。他方で、これらの事例においては、営利目的の存在とは別に、小説として創作を挿入したり実際の記事内容にそぐわない見出しを用いたりすることが公共の利害を図る手段として根本的に適合性ないし有効性を欠くという点も、重要な意味を持ちうるのではないかと思われる。

（ウ）競争目的

表現の受け手から利益を得ようとする私益目的の第二の典型は、加害者と被害者が競業関係やそれに類する関係にある場合に、表現の受け手に対して被害者ではなく加害者と取引させる目的で、被害者を貶める表現がなされる場合である。ここで

履行に基づく損害賠償を求めたり金銭を支払わない限り刑事告訴するなどと示唆しつつ、顧客用メールアドレス宛に別の社員Bが常習的犯罪者であるなどとするメールを送信した事例）。

(80)　前掲注（32）参照。

(81)　大阪地判平成７年12月19日判時1583号98頁。なお、控訴審である大阪高判平成９年10月８日判時1631号80頁は公益目的に特に言及していない。

(82)　東京高判平成18年10月18日判時1946号48頁。

公益目的を否定することで責任を成立させれば、結果的に保護される利益の実質は営業上の信用であることは明らかである。これらの表現行為は、内容が虚偽であれば、不正競争防止法２条１項21号の信用毀損にも該当しうる場合が多い。代表的な例として、元従業員Ａの以前の勤務先Ｂが、取引先に対して、ＡがＢ在職中に競業会社を設立し従業員を引き抜く不法行為などをしたとしてＡの会社と取引しないよう求める文書を送付したことについて、Ｂの経済的利益を守るために文書の配布を行ったものとされた事例がある[83]。類似の場合として、営業ではなく宗教上の競合関係についても、表現の相手方ではなく自己への参拝や支援を求める行為が問題となった事例がみられる[84]。

これらの事例の多くにおいては公益目的だけでなく真実性も否定されているが、一部は、真実性を検討しないものや[85]、真実性を肯定した上で公益目的がないという理由で違法性阻却を否定しているものがある[86]。

（エ）その他の私益目的

公益目的要件によって保護される利益の実質がやはり営業上の信用である場合と

(83)　宮崎地都城支判令和３年４月16日判時2528号78頁。

(84)　他の例として、東京地判平成19年９月27日LEX/DB文献番号25567360（歯科医師が自己のサイトに別の歯科医師についての記事を掲載したことについて、自己の治療行為の正しさを宣伝し患者らを誘因する意図があるとして公益目的を否定した事例であり、同一の加害者による同様の事例として、東京地判平成22年１月27日WLJ（文献番号2010WLJPCA01278027））、大阪高判平成28年７月14日WLJ（文献番号2016WLJPCA07146023）（学習塾Aの教員が、生徒の保護者らに対して現在の教室が使用できなくなり授業に支障が出るため競業するBの学校に移ることを勧める、自分もBの学校に転職する等とするメールを生徒の保護者に送信したことについて、生徒をBに誘導する目的が中心であったとされた事例）、東京地判平成29年３月27日LEX/DB文献番号25554253およびその控訴審である東京高判平成29年７月12日WLJ（文献番号2017WLJPCA07126008）（同業者のフランチャイズへの加盟を検討している者らに対して当該同業者は信用の置けない人物・会社であるなどとする文書を交付したことについてフランチャイズ希望者を自社に誘引する目的があるとされた事例）。

(85)　大分地豊後高田支判昭和62年３月11日判時1234号123頁（対立する寺院への参拝者に対して当該寺院の主宰者の前科を告知する文書を配布したことが、自らの寺院に参拝者を獲得することを目的としていたものであるとされた事例）、東京地判平成26年７月15日LEX/DB文献番号25520618（神社の元宮司の子が、宮司代務者が不当行為を行っている等とする文書を神社関係者に配布したことが、宮司代務者に代わって自己が神社の後継となるための支援を得る目的であるとされた事例）。

(86)　東京地判平成22年１月27日WLJ（文献番号2010WLJPCA01278027）。

(87)　大分地豊後高田支判昭和62年３月11日判時1234号123頁、東京地判平成29年３月27日LEX/DB文献番号25554253。

して、表現の相手方から顧客を奪う目的ではなく、それ以外の方法で経済的な私益を得ようとする場合がある。例として、広告会社が広告主から依頼を受けて、広告の委託契約を継続するためにこれに応じて広告主の同業他社に対する信用毀損的表現行為をする事例[88]や、製造業者と小売業者の紛争において、小売業者が自己の取引先との関係で有利な状況を作出するために、自己の取引先に製造業者の責任を主張する文書を送付する事例[89]などがある[90]。

自己の政治的な社会的評価を防衛する目的で名誉毀損行為が行われる場合も、公益目的が否定された例がある[91]。

自己の利益ではなく、第三者の利益を図る目的についても、そこで目的とされる第三者の利益の内容が、第三者の売り上げの増加等である場合については、自己のそれらの利益を目的とする場合と同じように扱うべきであろう。これに対して、裁判例では、弁護士が、相手方の診察上のセクハラ等を理由として提起した訴訟についての記者会見で訴状の内容を公表したことについて、手続の誤解に基づいて裁判所の手間を省いて報道関係者等に訴状の写しを交付すべきであると考えたものであり、その動機は公益とは関係がないとされた事例がある[92]。確かに、「公益」という文言は、特定の第三者の利益や便宜を図るための行為全般を除外するようにもみえるが、ここで問題となった利益の実質は上記のものとは異質であり、むしろ公共の利害であるといってよい。控訴審である東京高判平成18年８月31日判時1950号76頁も、報道が適切にされることを目的に記者会見をしたとして公益目的を認めている。

---

(88)　名古屋地判令和２年10月１日判タ1494号162頁（歯科医師について、２ちゃんねる及びYahoo！知恵袋に詐欺行為をしているなどと書き込んだ事例）。

(89)　東京地判平成30年４月24日LEX/DB文献番号25555442（医療製品の製造業者と販売業者の契約解除に関する紛争）。

(90)　他の例として、東京地判令和２年３月23日LEX/DB文献番号25584257（広告代理会社がSEO対策により自社サイトの閲覧数を増やすために記事を掲載した事例）。

(91)　横浜地判令和５年７月28日LEX/DB文献番号25595867（市長が職員に対してパワーハラスメントをしたと発言した副市長に対して、市長が、定例記者会見において副市長の発言は市長を政治的に攻撃する目的でされた捏造であると発言したことについて、市長は副市長の発言が政治的攻撃でも捏造でもないことを認識しており、副市長を攻撃して告発による政治的悪影響を払拭、軽減しようとする意図であったとされた事例）。

(92)　東京地判平成17年３月14日判時1893号54頁。

（2）加害目的

第２節に挙げた裁判例でも、最終的には加害目的を認定して公益目的を否定しているものは相当数存在したが、ここでは特に、公共性の欠如や事実調査の程度とは別の観点から、加害目的の存在により公益目的が否定されたと思われるものを扱う。

そのような裁判例は、どのように加害目的を認定しているかという観点から三つに大別できるように思われる。第一に、当事者が加害目的を自認している場合、第二に、従前から当事者間に対立があったなどの表現の状況に着目して加害目的が認定される場合、第三に、表現内容が攻撃的、揶揄的、侮辱的であるという表現の内容に着目して加害目的が認定される場合である。

（ア）当事者が加害目的を自認している場合

当事者が加害的目的を自認している場合には、公益目的は否定される[(93)]。そのことは、公益目的という要件の文理に忠実である。

とりわけ、公共性及び真実性が認められたにもかかわらず、加害目的の自認により公益目的が認められなかった結果として違法性阻却が否定された例がある[(94)]。ここでは、公益目的要件が、たとえ公共性及び真実性を有する表現であっても、まさに加害目的そのものが直接認定される場合には違法性阻却を許さない、という機能を有していることが顕著に現れる。

（イ）表現の状況に着目した認定

表現の状況に照らして加害目的が比較的明白であるのは、以前に既に名誉毀損に関する法的紛争が起こり、加害者が仮処分命令を受けたり損害賠償を命じる判決を受けたにもかかわらず、さらに加害者が名誉毀損行為を続ける場合である[(95)]。このよ

(93)　東京地判平成30年12月27日LEX/DB文献番号25558804（あるゲームのプレイヤーがゲーム内アイテムを販売していながら故意に脱税しているなどとする真実に反する批判をした事例）、東京地判令和２年９月15日LEX/DB文献番号25586113（インターネットサイト運営会社の元従業員がTwitter上で会社の無断転載行為を批判した事例）、横浜地判令和６年５月24日LEX/DB文献番号25620323（Twitter上で女優を批判する投稿をした事例）。

(94)　前掲した裁判例のうち、東京地判令和２年９月15日LEX/DB文献番号25586113。

(95)　東京地判平成７年５月30日判タ888号209頁、東京地判平成29年12月27日LEX/DB文献番号25551082、東京地判令和元年７月10日LEX/DB文献番号25580913（いずれも東京地判平成27年１月15日LEX/DB文献番号25524423及び東京地判平成28年12月27日LEX/DB文献番号25550094

うな行為については、仮に公益目的要件を問題としないとしても、違法性を否定する余地はない。

それ以外の場合は、公益目的要件によって保護されることになる利益の実質に着目すると、次のように整理することができる。なお、実際には、各事例において揶揄的・侮辱的表現が用いられていることにも同時に触れられていることが多い。

第一に、犯罪事実や不正行為などまさに被害者の社会的評価としての名誉を低下させる事実が問題となっている場合に、当事者間が対立している状況にあったという点に着目して加害目的が認定され、公益目的が否定されることがある。典型的な例は、町内会など近隣住民間で特定の者による不正が主張される事例である[96][97]。

第二に、親しい者の間の私的な対立は、第２節（１）で見た公共性が否定される事例と重なることが多いが、表現の対象が犯罪に該当しうるときなどには公共性が認められることがあり（刑法230条の２第２項参照）、その場合でも公益目的が否定される場合がある。具体的な例として、家族関係等における対立[98]、その他の男

の後訴））、東京地判令和３年３月23日LEX/DB文献番号25589028。また、いったん合意により削除した記事を紛争の途中で再掲した事例として、東京地判平成22年１月22日WLJ（文献番号2010WLJPCA01228023）がある。

(96)　例として、大阪地判昭和60年７月30日判タ560号314頁（町の自治会において相手方の不正などをいう発言の応酬があった事例）、東京地判平成22年３月29日WLJ（文献番号WLJPCA03298014）（町内会館建設を巡り役員が欠陥建築を隠蔽しているなどとするチラシが配布された事例）、東京地判平成25年２月22日LEX/DB文献番号25511270（マンション管理組合の理事長が、組合の監事に多数の問題があるとする文書を組合員全員に配布した事例）、東京地判平成25年３月26日LEX/DB文献番号25512151（自治会の前会長が新会長らによる自治会運営の問題点を批判する文書を配布した事例）、東京地判平成30年９月21日LEX/DB文献番号25557253（マンション管理組合の総会におけるもみ合いの中で、AがBの家に警察が突入したことは知っているなどと発言した事例）、東京高判令和２年９月24日WLJ（文献番号2020WLJPCA09246001）（自治会長から暴力を振るわれたなどとして自宅付近に自治会長の辞職を求める横断幕を掲示した事例）、東京地判令和４年７月26日LEX/DB文献番号25607236（マンション管理組合Aが、当該マンションで住宅宿泊事業を計画していたBとの紛争において、Bが旅館業法に違反しているなどとする文書をマンション内に掲示した事例）。

(97)　それ以外にも多様な事例がみられる。例として、東京地判平成27年９月30日LEX/DB文献番号25531483（ボクシング世界王座戦のグローブ変更をめぐって、職員が選手の兄弟から監禁され恫喝を受けたなどとフリーライターに情報提供するなどした事例。なお、フリーライター自身については公益目的が認められている（東京地判平成28年１月27日LEX/DB文献番号25532816））、東京地判平成28年６月２日LEX/DB文献番号25536069（相手から脅迫されていたなどとするブログ記事を掲載した事例）、名古屋高判平成29年１月27日LEX/DB文献番号25545245（被害者が加害者の兄の活動が詐欺であるかのような注意喚起を行ったことに対する対抗措置として、加害者が自分も被害者の違法行為について知っているなどとインターネット上に投稿した事例）。

(98)　東京地判令和２年３月10日LEX/DB文献番号25584790（Aが元夫BについてDVをしていた等

女関係における対立などが問題となった事例がある[99]。ここで公益目的が否定されて名誉毀損による責任が成立することで結果的に保護される利益は、犯罪等の摘示による社会的評価の低下を受けないという意味での名誉とともに、私的紛争を公表されないというプライバシーの利益と重なる部分がある。さらにいえば、親しい者の間ではなくとも、何らかの犯罪の被害者が意趣返しや報復として加害者の過去の前科を公表するという形で名誉毀損表現を行う場合に公益目的が否定される事例では[100]、やはり、みだりに前科等を公表されないというプライバシー的利益が結果的に保護されることになる。

第三に、競業的な対立を理由として加害目的が認定され、名誉毀損的表現の公益目的が否定されるとき、これによって保護される利益の実質は、営業上の信用である。自己の利益ではなく相手方への加害に重点がありうる点で、先述の競業的な私益目的の場合（（１）（ウ））とやや異なるが、実質的に問題となる利益はほぼ重なる。具体的には、競業行為を開始した元従業員について顧客情報を不正に持ち出したなどとする通知を取引先に送付した事例[101]、競業者の製品が欠陥品であるなどとする申入書を販売店に交付した事例[102]などがある。競業ではないが、やはり対立状況に着目して加害目的が認定されている事例のうちで信用的な利益の侵害の事例として、事業者と顧客[103]、会社と元従業員や団体と元所属者など[104]の対立関係に着目するものがあ

とTwitterに投稿した事例）。

(99)　東京地判平成25年10月16日LEX/DB文献番号25515753（お見合いサイトで知り合ったが互いに不満を抱いて別れた男性について、虚言癖があるなどと２ちゃんねるに投稿した事例）、東京地判令和４年10月25日LEX/DB文献番号25598095（婚活アプリで知り合った男性Aに婚約を持ちかけたところ、会ったその日に婚約はできないと断られたことから、Twitter上などで、Aが結婚したいなどと嘘をついて交際しておきながら裏切ったなどと投稿した事例）が挙げられる。ただし、いずれも公共性が疑わしいものであるところ、判決では公共性は検討されていない。

(100)　例として、東京地判平成29年11月２日LEX/DB文献番号25550554（過去に国会議員の政策担当秘書Aから２ちゃんねる上で名誉毀損行為を受けたと者が、いったんAと和解したものの、後にブログでAから犯罪行為を受けたなどとする記事を掲載した事例）。

(101)　東京地判平成19年５月31日裁判所ウェブサイト（平成17（ワ）27477）。

(102)　東京地判平成27年９月29日裁判所ウェブサイト（平成25（ワ）30386）。

(103)　東京地判令和５年２月10日裁判所ウェブサイト（令和４（ワ）10945）（YouTuberである弁護士が動画編集会社とトラブルとなり、Google Mapにその会社の悪評を投稿した事例）、東京地判令和５年７月18日LEX/DB文献番号25598945（国際結婚仲介事業者に金銭の返還を求めたが拒絶された者が、複数のブログ上で当該事業者は「さくら」を用いているなどとする記事を投稿し、拡散させようとした事例）。

(104)　高松地判平成９年６月30日判タ986号261頁（少林寺から破門処分を受けた元支部長が過激な

る[105]。会社と元従業員の対立では、労使関係に関連して、主たる動機は他の従業員が労働組合に参加することを抑止すること等にあったとして公益目的が否定された事例もあり[106]、ここでは被侵害利益の実質は団結権だとみられる。

これらの事例では、結局は真実性・相当性も否定されることが多いが、公益目的が否定されることを理由に、真実性・相当性は検討しないまま、違法性阻却や故意・過失阻却を否定するものも多い[107]。

他方で、被害者の政治的評価が問題となっている場合にも、当事者が政敵関係にあることに着目して公益目的が否定された事例がある[108]。この事例では真実性及び相当性が否定されているため結論には影響しないものの、もし公共性及び真実性が認められても政治的対立状況ゆえに公益目的が否定されて不法行為責任が成立するということになれば、政治的対立状況における真実の公表を困難にすると考えられることから、この方法による判断には慎重さが求められよう。

（ウ）表現の内容に着目した認定

侮辱的表現あるいは揶揄的表現があるとき、それだけで公益目的が否定されるわけではない[109]。しかし、裁判例には、表現方法が侮辱的であることや揶揄的であることに着目して公益目的を否定するものが多数見られる。ここでは、実質的には侮辱

表現で少林寺代表者らを誹謗中傷する書籍を出版した事例）、東京地判平成28年１月18日LEX/DB文献番号25533644（会社の代表取締役が、横領事件にAが関与したなどとする書面を、Aを監査役に就任させることを検討中だったBに送付した事例）、東京地判令和元年９月12日LEX/DB文献番号25582084（会社から賃金未払いを受けた元パート従業員が、会社が暴力団関連企業と取引を行っているなどとブログ、Twitter、Tumblrに記載した事例）。

(105)　他の例として、東京地判令和３年２月９日LEX/DB文献番号25588162（資格試験予備校運営会社の株主が株主総会において特定の講師から誹謗中傷を受けたなどという業務と関係のない株主提案を行った事例）。

(106)　名古屋地判平成29年３月24日労判1163号26頁。

(107)　東京地判平成11年９月24日判時1707号139頁、東京地判平成25年10月16日LEX/DB文献番号25515753、東京地判平成30年９月21日LEX/DB文献番号25557253、東京地判令和２年３月10日LEX/DB文献番号25584790、東京地判令和３年２月９日LEX/DB文献番号25588162、東京地判令和４年10月25日LEX/DB文献番号25598095。

(108)　例として、横浜地判平成13年10月11日判タ1109号186頁（市長批判の垂れ幕を掲示した事例）。ただし、ここでは加害目的は明示されていない。政治的対立に近い例としては、学生自治会等の正当性をめぐる争いに着目して、一方の団体が他方の団体について傷害事件を起こしたなどと記載した文書の加害目的を認定した東京地判平成11年９月24日判時1707号139頁がある。

(109)　最高裁平成元年判決参照。実際の例として、東京高判平成26年６月26日判時2239号64頁。

的表現や揶揄的表現が用いられたことを理由として責任が成立することになるのであるから、問題とされている侵害の実質は、事実の摘示や論評によって社会的評価が低下したこと自体ではなく、むしろ侮辱的表現や揶揄的表現による名誉感情の侵害である。実際にも、このような場合に名誉毀損と同時に名誉感情が問題とされていることは多い。

侮辱的表現や揶揄的表現に着目して公益目的が否定された代表的な例として、地方の日刊新聞がタクシー会社を批判する記事がどぎつい表現や品格のない言葉をしばしば用いて暴露的な内容を興味本位な筆致でつづった事例[(110)]、月刊誌が、音楽の普及を図る財団法人の幹部が著名な音楽家の足を引っ張っているなどと批判する記事で幹部を「財団屋」「保身に汲々としている」と評した事例[(111)]、新聞記者Ａを批判する記事を執筆した記者Ｂに対して、Ａが、記事は捏造でＢは「狂犬の類」など誹謗中傷の表現に満ちた記事を執筆した事例[(112)]、舞台で主演予定であったＡが原作者からの手紙を理由に稽古に参加しなくなった後、監督であったＢが、Ａについて「男あさり」「ドラッグ漬け」などとする楽曲を作成し演奏・歌唱してYouTubeに投稿した事例[(113)]、政治団体の会長であるＡが記者Ｂの取材を断った理由についてニコニコ生放送で「立てば大根、座ればどてかぼちゃ」などと侮辱的な表現で揶揄した事例[(114)]、被害者が逮捕された場面を撮影した動画を、容ぼうや声の加工処理や被害者の同意を得るなどの配慮をせずにYouTubeに投稿した事例などがある[(115)]。

これらの裁判例においては、真実性・相当性も否定されていることが多いが[(116)]、公

---

(110)　仙台高判昭和44年７月24日判タ240号243頁。
(111)　東京地判平成９年３月25日判タ960号229頁。
(112)　東京地判平成16年１月21日判タ1172号229頁。
(113)　東京地判平成28年１月25日判タ1427号205頁。
(114)　大阪地判平成28年９月27日裁判所ウェブサイト（平成26（ワ）7681）。この判断は、控訴審である大阪高判平成29年６月19日裁判所ウェブサイト（平成28（ネ）2767）でも踏襲されている。
(115)　知財高判令和５年３月30日裁判所ウェブサイト（令和４（ネ）10118）。
(116)　本文に挙げたものの他に、東京地判平成21年10月16日WLJ（文献番号2009WLJPCA10168016）（ブログ上で、自閉症に関する書籍の著者が健常者であると決めつけて人身攻撃的な表現で批判した事例）、京都地判平成24年12月５日LEX/DB文献番号25483559（市議会議員が議会の一般質問に名を借りて市長の自宅に違法建築があるなどと事前通告とは無関係な事実を一方的に述べた事例。ただし、控訴審である大阪高判平成25年５月９日LEX/DB文献番号25502337は国家賠償法１条１項の問題であることを理由に議員個人の責任を否定した）、東京地判平成25年３月13日LEX/DB文献番号25511919（右派系新聞が、不動産会社の代表取締役である僧侶を批判する際に「クソ坊主」「根っからの詐欺師」などと記載した事例）、東京地判平成28年４月

益目的が否定されたことから真実性を検討することなく責任を認める裁判例も相当数存在し[117]、さらに、真実であっても責任を認める裁判例もみられる[118]。

11日LEX/DB文献番号25535735（上司がセクハラをしているなどと２ちゃんねるに書き込む際に人格攻撃を含む侮辱的表現を織り交ぜていた事例）、東京地判平成29年11月27日LEX/DB文献番号25550762（Aが週刊誌に芸能人Bの名誉を毀損する情報提供を行ったことに対してAがブログで反論する中で、名誉の回復と関係がないAに対する人格攻撃を行った事例）、東京地判平成29年11月28日LEX/DB文献番号25550422（ワインスクールの女性講師が他の講師のワインを盗み飲んでいるなどとする記載と共に性的に奔放で金銭に対する強い欲求があるなどと単に誹謗中傷する内容を２ちゃんねるに書き込んだ事例）、東京地判平成30年11月29日LEX/DB文献番号25558452（占星術師が他人の著作を横取りしようとしたとする内容と共に「歪んだ根性の糞占い師」「ババア」などと侮辱する記述を２ちゃんねるに書き込んだ事例）、東京地判平成31年４月16日LEX/DB文献番号25581374（A病院の患者BがGoogleマップに「不正請求」などと書き込んだ際、「インチキ耳鼻科」「患者の病気を治す気などない」などの表現までもが用いられた事例）、東京地判令和元年９月25日LEX/DB文献番号25582355（Aが宗教法人の幹部Bを批判するブログ記事で「卑怯者」と揶揄するような表現を用いた事例）、東京地判令和２年２月26日LEX/DB文献番号25585452（右派系新聞が、投資会社社長による偽装破産に関する記事において、男女関係を含めて揶揄するような表現を多数用いた事例）、東京地判令和４年２月２日LEX/DB文献番号25604315（Amazonアカウント復元サポートを依頼した業者を批判する記事をNote上に投稿する際、「いきなり謎の第三者とやり取りすることに」との表現を用いて、たらいまわしにされたかのような記載をした事例）。

(117)　前掲注（113）の東京地判平成28年１月25日判タ1427号205頁のほか、東京地判平成25年12月20日LEX/DB文献番号25516985（情報商材販売会社が詐欺的であるなどとする体験談をブログに執筆するに当たって「人間のクズ」「クソ野郎」等と記載した事例）、東京地判平成27年１月15日LEX/DB文献番号25524423（社会保険労務士Aが、相手方の社会保険労務士Bを自己の管理運営するインターネット掲示板において批判する際に人格的非難を繰り返した事例）、東京地判平成28年12月26日LEX/DB文献番号25550387（ポーカー情報サイトの運営者について「愚劣な奴」「暴力団の犯罪」などと２ちゃんねるに書き込んだ事例）、東京地判平成30年８月８日LEX/DB文献番号25557078（政治団体の構成員であるAとその対立団体の構成員であるBの間でTwitter上で人格攻撃的非難の応酬がなされた事例）、東京地判平成31年１月11日LEX/DB文献番号25557222（元従業員が会社の労基法違反等について２ちゃんねるの、一方的に会社を糾弾するスレッドに、現に会社を糾弾する記事が多数投稿される中で投稿した事例）、東京地判令和元年８月28日LEX/DB文献番号25583092（AがブログでBが相談相手をした人物を誹謗中傷したなどと指摘する際に「チンカス」などの侮辱的表現を用いた事例）、東京地判令和３年３月25日LEX/DB文献番号25589212（会社の元従業員が会社と社長について５ちゃんねるに「糞ビジネス」などと投稿した事例）、東京地判令和４年７月19日LEX/DB文献番号25607293（Aが、飛行機事故の機長の娘BがAに対して粘着して誹謗中傷の限りを尽くしているなどとTwitter上に投稿した事例）、東京地判令和４年10月24日LEX/DB文献番号25598875（個人投資家でサロンを開設し有料の情報提供等をしている者をTwitter上で批判する際にあえて面白おかしく茶化した表現を用いた事例）、東京地判令和４年12月20日LEX/DB文献番号25608376（ブロガーが「妊活詐欺」をしたなどとガールズちゃんねるに投稿する際にあえて編集者を侮辱する旨の表現を用いた事例）、東京地判令和５年８月22日LEX/DB文献番号25610480（A制作の配信番組の出演者が、芸術祭の監督Bがかつて勝手に副社長を名乗って横領したなどと発言したことについて、発言内容や前後の会話の流れを見てもその経歴を揶揄するものとされた事例）。

(118)　高松高判平成31年４月19日LEX/DB文献番号25563031（法科大学院の教員が、別の教員が用

第４節　裁判例における公益目的要件の実質的機能の整理

ここまでに見た公益目的要件の実質的機能について整理しておきたい。裁判例における公益目的要件が問題となる場面は、まず、公益目的の判断が公共性または真実性・相当性の判断に事実上従属しているために公益目的要件が独立の機能を果たしていないとみられる場面と、公益目的要件が公共性要件、真実性要件及び相当性要件とは別の機能を果たしているとみられる場面がある。後者は後述のようにいくつかに分けることができる。

なお、公益目的要件は、違法性阻却又は故意・過失の阻却の要件として機能するほかに、責任が成立する場面で慰謝料の金額へ影響を与えるという機能を有することも考えられる。もっとも、公益目的の存否が慰謝料の金額に与える影響はそれほど明らかでない。そのことは、真実性や相当性が否定されるために責任が成立する場面で、公益目的を認定する必要がないとする裁判例が多いことにも示される[119]。他方で、公益目的を慰謝料額の算定において考慮したと判示する裁判例は確かに存在する。しかし、公益目的の存否が直接にどのような影響を与えたかを他の事例と比較することは困難である。手掛かりとなりうるのは、実際に地裁と高裁で公益目的の判断が分かれ、かつ、両者ともに名誉毀損による不法行為の成立自体は認める事例であるが、参照しうる事例が少なく[120]、その機能の存否やその程度を判断するには足りない。それゆえ、以下でも、もっぱら、公益目的要件の機能のうち、違法性阻却または故意・過失阻却の要件としての側面に着目して検討する。

いたレジュメに問題があった事実等を同僚らにメールで送信するに当たって、明らかに侮辱的な表現を用いた事例）、前掲注（66）の東京地判令和４年12月６日LEX/DB文献番号25608204（メルカリで偽造品を購入した買主が、売主へのコメント欄で、他の購入希望者に情報提供する目的を達成するには明らかに不必要な攻撃的言辞に及んだ事例）。

(119)　代表的な例として、大阪高判平成４年６月24日判時1451号116頁、東京高判平成４年11月17日判タ811号166頁、東京高判平成17年11月９日判タ1236号278頁。

(120)　明らかな場合としては、東京地判平成30年３月30日LEX/DB文献番号2553061が公益目的を否定して精神的損害に対する賠償として100万円を認めていたのに対して、控訴審である東京高判平成30年12月５日判タ1461号115頁が公益目的を肯定して慰謝料金額を２万7000円にとどめた例がある。

（１）独立した要件として機能していない場面

（ア）公共性が否定される結果として公益目的も否定される場面

公共性が欠ける私的事柄の摘示について、まさに公共性が欠けることを理由として、公益目的も否定されることがある（第２節（１）（ア））。この場面では、公益目的の判断は公共性の判断に実質的に従属しており、違法性阻却又は故意・過失阻却の要件としては、公益目的要件は公共性要件から独立した機能を有していない。記事全体については公益目的が認められるが、部分的に公共性が欠ける事柄に踏み込んでいるためその部分について公益目的が否定される場合についても（第２節（１）（イ））、当該部分に着目すれば同じことがいえる。

（イ）真実性または相当性が当然に否定されることになる場面

故意の虚偽表現であることを理由として公益目的が否定される場面（第２節（２）（エ））では、公益目的の判断は真実性が否定されることを前提としている。したがって、この場面での公益目的要件は、真実性要件から独立した機能を有していない。また、事実調査の程度が著しく不十分であることを理由として公益目的が否定される場面（第２節（２）（ア）、（イ））では、その不十分さの程度は、相当性が否定される場合よりも著しいことが要求されている。したがって、この場面での公益目的要件は、実質的に、相当性要件から独立した機能を有していない。

（２）公共の利害との関連性

公共性及び公益目的の判断の対象は、加害者が主張した具体的な公共の利害及び公益目的であり、その加害者の主張における具体的公共の利害と具体的公益目的は一体の関係にあることが多い。具体的な表現手段が、この具体的公益との客観的関連性がないとき、とりわけ公益目的を達成する手段としての有効性を欠くときは、公益目的が否定されている（第２節（１）（イ）、第３節（１）（イ））。

ここでは、公益目的要件は、表現の手段・方法が当該具体的公益を達成する手段として有効であること、及び、暴力等の違法な手段でないことを要求する要件として機能する。

（３）私益目的

（ア）恐喝・強要の手段

名誉毀損的表現が、被害者から利益を引き出すための恐喝や強要の手段として用いられる場合は、公益目的は否定される。ここでは、公益目的要件は、恐喝や強要を目的とする名誉毀損的表現について、たとえそこに公共性と真実性があったとしても違法性阻却を否定し、意思決定の自由を保護する要件として機能する。

（イ）競争手段

競争目的で競業相手から顧客を奪うために競業者の営業上の信用を毀損するような表現をその取引先に対して行う場合や、自分とその顧客との関係において利益を得るために特定の競業者の営業上の信用を毀損するような表現を自分の顧客に対して行う場合（いずれも第３節（１）（イ））には、公益目的が否定される。

ここでは、公益目的要件は、たとえ公共性及び真実性が認められる表現からであっても営業上の信用を保護することになる。

（４）加害目的

まず、加害者が加害目的を自認しているために公益目的が否定されている場面では（第３節（２）（１））、公益目的要件は、加害目的による行為には違法性阻却及び故意・過失阻却を認めないために働く。

次に、対立状況や侮辱的・揶揄的表現から加害目的が認定されることもある。もっとも、他の目的と加害目的が併存する場合もある。例えば、当事者間の対立状況や表現内容に着目して間接的に加害目的が認定されている場面のうちには、自己の利益を防御する目的や競業関係における利益を得る目的、あるいは部分的に公益目的とも併存しているのではないかと考えられる場合もある。裁判例も、単に対立状況や侮辱的・揶揄的表現が存在しているというだけで、常に加害目的を認定しているわけではない。ここでは、行為を「主として加害目的による行為」であると性質決定することができるためには具体的にどのような事情が必要か、ということが問題となる。

ところで、対立状況や侮辱的表現に着目した判断が行われる場面には、近隣住民

間で犯罪事実や不正行為を摘示する場合のようにまさに社会的評価としての名誉が問題となる場面のほかに、実質的に他の利益が問題となっていることもある。後者の場合には、公益目的要件は実質的に当該他の利益を保護する機能を果たす。

（ア）営業上の信用

競争上の対立関係における競業者に対する信用毀損的表現が、利益のためではなく当該競業者を害する目的であるとされる場合（第３節（１）（ウ））に、公益目的は否定される。

この場合には、公益目的要件が否定されることで保護される利益は、競争目的での行為の場合と同様に、競業者の営業上の信用にある。

（イ）プライバシー

プライバシー侵害に該当する行為は通常は公共性を欠くが、名誉毀損法理における公共性は広く理解されているため、プライバシー侵害に該当しうる事実のうち犯罪行為や前科が問題となる場面などには、公共性を否定できない場合がある。このような場合に、当事者間に家族や男女関係における対立状況が存在したことに着目して、加害目的が認定され、加害行為の公益目的が否定されていることがある（第３節（２）（イ））。

（ウ）名誉感情

問題となる表現が侮辱的あるいは揶揄的であることに着目して加害目的だと認定され、公益目的が否定されている場面（第３節（２）（ウ））では、当該表現のうち事実を摘示した部分による社会的評価の低下ではなく、むしろその侮辱的表現部分による名誉感情の侵害が問題となっている。すなわち、ここで公益目的が否定されることにより保護される利益の実質は、社会的評価としての名誉ではなく、名誉感情である。

（５）政治的表現

裁判例では、政治家の私的事柄が摘示されている場合に公益目的を否定するもの

（第２節（１）（ア））、政治的表現を防衛するために発言がなされた場合に公益目的を否定するもの（第３節（１）（イ））、政敵関係における攻撃的表現について加害目的を認定して公益目的を否定するもの（第３節（２）（イ））などがある。

もしこれらを認めるとすれば、公益目的要件は、公共性と真実性が認められる政治的表現であってもこれらの場合にはその違法性を阻却しない、という機能を果たすことになる。

第３章　公益目的要件の機能の再検討

前章において、裁判例における公益目的要件の実質的機能が明らかとなった。これを踏まえて、それらの機能が理論的にどのように評価されるべきかを再検討しなければならない。

とりわけ、それぞれの機能について、仮に公共性及び真実性が認められる事例でも認めるべきか、という観点から考察を行う必要がある。公益目的要件が否定される場合は実際上は公共性や真実性・相当性も否定されることが多いが、公益目的要件の機能が最も重大な意味を持つのは、公共性及び真実性が認められる場面であり、実際にも、真実性が認められる事例で公益目的を欠くために違法性阻却や故意・過失阻却が否定され、責任を認められた場合が一定数あったからである[(121)]。

この観点からみたとき、特に政治的表現について、公益目的要件が前章第４節（５）で見たような機能を果たすとすれば、いずれも不当である。そのような場面では憲法上の表現の自由の保障が最も強く要請されるはずであり、公益目的要件が形式的には課されるとしても、原則的に公益目的を肯定すべきである。

それ以外の場面については、次のように考えられる。

第１節　公共の利害との関連性

はじめに述べた従来の学説で指摘されていた通り（序論第２節（２））、裁判例では、公共の利害との関連性に着目して公益目的を判断するものがあった。真実性の抗弁による違法性阻却の基礎を、真実の摘示によって公共の利益が図られる場合

(121)　前掲注（87）、（118）参照。

に名誉毀損的表現が社会的価値を有するという点に見出すとすれば、公共の利害を図る手段として有効な表現行為にこそ、そのような価値を認めることができる。このような観点では、加害者が主張した具体的な公共の利害及び公益目的にとって名誉毀損的表現が有効な手段であるという客観的関連性に着目することは、名誉毀損の違法性または故意・過失を阻却するための要件として正当である。

そのことは、仮に公益目的という要件がなくとも、利益衡量の一般原則としての比例原則に基づいて認めることが可能であったと思われる。しかし、現在の名誉毀損法理の中で、これを公益目的要件の問題として位置付けることも、不当とはいえない。沿革的にも、公益目的を客観的目的として理解する見解が有力であった（序論第２節（１）参照)。

ただし、公益目的要件はもともと、真に内心の動機として公益を図る目的でなされた行為について名誉毀損による責任を成立させるべきでないという趣旨を有していたはずであり、事後的判断として客観的関連性に欠けるだけで公益目的を否定すると、この趣旨に反するおそれがある。そのような結果を避けるために、ここでいう関連性は、厳密な意味で名誉毀損行為が公共の利益達成のための必要最小限度の手段であることを要求するものとして解するのではなく、公共の利益を達成するための手段としての適合性・有効性があり、かつ暴力行為のような違法な手段や公共の利害の大きさに照らして明らかに過剰な手段を伴うものではない、という程度の均衡を要求するものとして理解すべきである。

第２節　私益目的（１）：恐喝・強要の手段

名誉毀損的手段による恐喝や強要は公益目的が否定される。このような行為については、やはり公益目的要件が存在しなかったとしても、違法性阻却や故意・過失阻却は認められない。たとえ権利の行使であっても、強要の手段として用いられるときは強要罪が成立すると解されているからである。(122)

ここでの加害行為の違法性は、名誉毀損それ自体による社会的評価の低下とは別に、意思決定の自由を侵害する犯罪行為であるという点から基礎づけられる。不法

(122)　山口・前掲注（13）75頁。

行為法上も、公共性と真実性のある表現について社会的評価の低下を甘受すべき場合でも、それを手段とする恐喝や強要についてまで是認することはできない。この場面での名誉毀損行為の違法性は、本来は、名誉毀損法理による違法性の判断枠組みの外に基礎を有する。

もっとも、このような行為が主観的に自己の不当な利益を図る目的でなされており、少なくとも公益目的の行為でないということは確かである。したがって、文言に即してこれを公益目的要件の中に位置付けることは正当である。

第３節　私益目的（２）：競争行為

競争の手段として競業者から顧客を奪うために競業者の評価を低下させる行為は、確かに社会的評価を低下させるものの、その侵害の実質は競業者に対する信用毀損にある。この類型の行為については、不正競争防止法２条１項21号が規律しているところであり、そこでは「虚偽」という要件を課すことによって競争の自由と信用保護の調整を図っている。信用を保護法益とする刑法233条の信用毀損罪も、同様に虚偽性を構成要件としている。さらに、これらの規律を参照しつつ、民法上も、人的的名誉とは異なり市場における批判を前提とすべき信用という利益の性質を考慮して、信用毀損について虚偽の場合にのみ信用毀損による不法行為責任の成立を認めるべきだとする見解が、学説において有力に主張されてきた[(123)]。

ところが、信用毀損を名誉毀損法理の適用対象として、かつ、競争目的を私益目的として位置付けることで公益目的要件を否定すれば、名誉毀損による責任が認められることを通じて、真実性の証明がある場合でさえ信用毀損による責任を認めることになる。これは、不当に広く信用毀損による責任を拡大するものである。競争のために相手方事業者の営業上の評価にとって不利な真実を摘示して宣伝する行為を、自己に顧客を誘引する目的だからといって不法行為と位置付け、結果として営業上の虚名を保護することは、営業上の信用という利益の性質にそぐわない。

こうした不当な結論を避けるためには、仮に信用毀損事例を名誉毀損法理の下で

(123)　先駆的なものとして、中村哲也「営業批判と名誉毀損法」鈴木禄弥・徳本伸一編『財産法学の新展開――幾代通先生献呈論集』（有斐閣、1993年）479頁以下。また、この点に関しては、拙稿「信用毀損による不法行為と名誉毀損法理」法政研究89巻１号31頁以下も参照。

扱うとしても、競争目的を理由として公益目的を否定するべきではない。むしろ、相手方と取引をしようとする者に相手方の情報を提供する行為は、原則として公益目的であると認めるべきである。(124)

第４節　加害目的

（１）問題の所在

公益目的要件を通じて、加害目的が認定される場面で名誉毀損行為の違法性阻却および故意・過失阻却は否定される。確かに、まさに名誉毀損による加害それ自体を目的としていることが認定される場合には、故意が阻却される余地はない。これに対して、違法性の判断において加害目的がどのような意義を有するかは、加害者の主観的目的が違法性判断にどのような影響を与えるか、という一般的問題の名誉毀損における現れである。伝統的通説は、加害目的などの主観的要件は違法性に影響を与えないと考えていた。(125)しかし、違法性一般をめぐる学説において、主観的要素、特に害意の存在が特に違法性を基礎づけうるとする見解も有力に主張されており、(126)判例でも、加害者の主観的加害目的が違法性を基礎づけることを前提とするものがある。(127)このように、不法行為法の一般理論における害意と違法性の関係については根強い争いがあり、名誉毀損法理における加害目的によって違法性阻却が否定されるということを理論的に正当化しうるかどうかも、その影響を受けると考えられる。

他方で、有力な見解は、積極的な加害意思（この見解のいう「故意」）による行為は社会的有用性がないという前提の下で、害意による行為が損害を発生させれば

---

(124)　裁判例では、東京地判平成28年８月５日LEX/DB文献番号25537157が、表現対象者と契約関係に入るかどうかの判断材料を提供する目的で行われた行為は、公益目的だと認めている。根本尚徳「判批：東京高判平成30年６月18日」リマークス61号16頁（2020年）は、信用毀損においてそもそも公共性及び公益目的要件は不要とする。

(125)　我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1937年）144頁。

(126)　代表的なものとして、前田達明『民法VI２（不法行為法）』（青林書院、1980年）26頁、50頁以下。

(127)　代表的な例として、訴訟手続への関与を妨害する行為に関する最判昭和44年７月８日民集23巻８号1407頁及び最判平成10年９月10日判時1661号89頁、扶養義務者と不貞関係に入った者による扶養義務者の子の扶養請求権の侵害に関する最判昭和54年３月30日民集33巻２号303頁、氏名を正確に呼称される利益の侵害に関する最判昭和63年２月16日民集42巻２号27頁。

原則として不法行為を成立させるという[(128)]。しかし、公共性と真実性を有する表現は、公共の利害に客観的に関連している限り、たとえ加害者に主観的害意があっても社会的価値が存在しうるから、害意による行為に社会的有用性がないという前提は、名誉毀損の場面ではそのままでは妥当しない。名誉毀損の場面において加害目的に着目して責任を認めるとすれば、その理論的基礎は、別のところに求めなければならない。

本来ならこうした一般原理との関係を改めて検討すべきであるが、ここでは紙幅の関係上立ち入らない。しかし、多数の裁判例が加害目的に着目して公益目的を否定していることを前提として、加害目的が認定されることにより違法性阻却が否定されるという結果をどのような場合に認めうるかということについて、検討しておくことは必要である。そのためには、加害目的が直接に認定されている場合と、客観的事情から間接的に認定されている場合とを区別して扱うことが有益である。後者の場合には、どのような客観的事情があれば加害目的を認定しうるかが問題だからである。

（2）加害目的が直接認定される場合

加害目的は主観的要件であり、直接認定されることは少ないが、加害者が加害目的を自認している場合には、直接認定される。

（3）加害目的が客観的事情から間接的に認定される場合

それ以外の場合では、加害目的は、対立の状況や表現内容といった客観的事情を考慮して認定される。つまり、公益目的要件の判断において、実質的にはそれらの客観的事情の存否が問題となる。そして、理論的には、この判断において考慮される客観的事情は、対立の状況や表現内容に限定する必然性はなく、どのような客観的事情が必要かについて改めて考察すべきである。

その際、公益目的要件の機能という観点からは、公益目的が否定される結果として実質的に保護される利益に着目すべきである。公益目的要件によって実質的に保

(128)　平井宜雄『債権各論II 不法行為』（弘文堂、1992年）71頁、124頁以下。

護される利益が異なる場面では、その利益の性質を反映する限りで、どのような客観的事情によって加害目的の推認を通じて公益目的が否定されるか、ということも異なることがありうる。

（ア）名誉

犯罪行為が指摘されている場合など、まさに社会的評価としての名誉が問題となっている場合にも、裁判例は、一定の対立状況の存在や侮辱的・揶揄的表現の存在から、加害目的を間接的に認定し、公益目的を否定することがある。

もっとも、最高裁平成元年判決が示していたように、判例も、単に対立状況や侮辱的・揶揄的表現から直ちに加害目的を認定して公益目的を否定しているわけではない。加害目的を認定するための基準は必ずしも明らかでないが、少なくとも、公共性の主張が単に、名目的に摘示事実を犯罪に該当すると主張するものでない限り、対立状況の存在や侮辱的・揶揄的表現から安易に公益目的を否定すべきではなく、慎重に判断すべきではないか。

（イ）営業上の信用

競争上の対立状態に着目して加害目的が認定されるために公益目的が否定される場面では、保護される利益の実質は営業上の信用にある。ここでは、既に競争手段としての行為について述べたのと同じことが、客観的事情から加害目的を認定する際の判断にも反映されるべきである（第３節参照）。

つまり、問題となっている利益の実質が営業上の信用にあるときは、単に競争状態や揶揄的・侮辱的表現に着目して加害目的を認定するのではなく、虚偽性も認められる場合に初めて、主として加害目的による行為であると推認して公益目的を否定すべきである。この場合は公益目的の判断は真実性の判断に吸収される。

（ウ）プライバシー

かつての出版法や新聞紙法における「私行ニ渉ルモノヲ除ク」という要件の下でとは異なり、現在の広い公共性要件の理解の下では、プライバシーに該当しうる事実について公共性が認められることがありうる。そのような場合にも裁判例は、私

的対立の存在に着目して加害目的を認定することがあり、ここでは公益目的要件によって、名誉毀損法理を通じてある種のプライバシーが保護される。とりわけ、非マスメディア型の名誉毀損では、およそ実際に公訴が提起されたり刑事責任が追及される見込みがないような家族間や仲間内の小さな紛争について、実態は単に相手方を攻撃するために流布しながら、名目的に、相手方の行為は犯罪に該当しうるとして公共性を主張する（刑法230条の２第２項参照）例が多数みられる。

これに対する名誉毀損としての保護を認める場合であっても、プライバシー保護の法理との整合性に配慮すべきである。判例は、基本的に、被害者が有するプライバシーを公表されない利益と、当該事実を公表すべき必要性とを比較衡量して、プライバシー侵害による責任の成否を判断していると思われる(129)。この利益衡量的枠組みは、名誉毀損法理の中でプライバシー保護がなされる場合にも尊重すべきものであるが、公益目的要件を単に加害者の主観的目的として判断するときは、このような衡量に反する結果を生じるおそれがある。

侵害の実質がプライバシー侵害にあるとみられる名誉毀損的表現について加害目的を理由に公益目的を否定する場合でも、単に対立の存在から加害目的を推認するのではなく、利益衡量の観点からプライバシーの利益が上回るにもかかわらず当該表現がなされたかどうかという観点も、主として加害目的でなされたものかどうかの判断において考慮すべきではないか。

（エ）名誉感情

侮辱的表現を理由として公益目的が否定される例では、被侵害利益の実質は名誉感情にある。そして、名誉感情については、判例によれば、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には不法行為責任が認められるとされている(130)。もっとも、名誉と名誉感情が同一の表現の下で害されることはしばしばあるから、侵害の実質としては名誉感情侵害に該当する事例を名誉毀損法理の下で扱うことがありうる。

そしてその際に、侵害の中心が名誉感情にあるときは、やはり名誉感情そのもの

(129)　最判平成元年９月５日民集48巻２号149頁。
(130)　最判平成22年４月13日民集64巻３号758頁。

の侵害の場合との整合性が維持されるべきである。そうでなければ、名誉感情保護の規律は実際上の意義を大きく失うことになる。

したがって、侮辱的表現あるいは揶揄的表現に着目する場合、当該侮辱的表現等が社会通念上許される限度を超える程度に至っているか否かを、主として加害目的でなされたかどうかの判断において考慮すべきだと考えられる。このように解することは、侮辱的表現があっても公益目的を認めることのある判例の立場とも整合する(131)。

結語

（1）不法行為法上の名誉毀損における公益目的

ここまで、はじめに述べた問題意識の下で、公益目的要件の内容について裁判例の分析を試みた。それによれば、裁判例における公益目的要件は、確かに従来指摘されていたように独立した要件として機能していない場合があるが、一定の場合には、独自の機能を果たしている。

これらの場面における公益目的要件の機能を、単一の原理に基づいて理解することは困難である。例えば、表現に公共の利害を図る手段としての有効性が欠けることから公益目的が否定される場面では、加害者の主観的目的を離れて、名誉毀損表現が公共の利害を図る手段として客観的に適切であるか否かが問題とされるのに対して、加害者の加害目的が、特に直接認定される場面では、まさに加害者の主観的目的が問題とされている。公益目的要件は複数の側面から理解せざるを得ない。

端的にいえば、裁判例における公益目的要件は、①表現が公共の利害を図る手段として有効かつ適切な手段であるという、手段と目的の客観的関連性を要求する客観的要件としての側面と、②主として加害目的や自己の不当な利益を得る目的で行われた行為について違法性阻却を否定する純粋な主観的要件としての側面とを、有している。

目的という文言に即して考えれば、公益目的要件の元来の趣旨は上記②に近いものと考えられ、上記①の点は、加害者の主観的目的の問題ではない点で異質なものに映る。しかし少なくとも裁判例においては、上記①の点が公益目的要件の中で考

(131)　最高裁平成元年判決参照。

慮されている場合があることは確かであるし、上記①②の点を公益目的の問題として理解することは、従来の公益目的要件の理解と実質的に変わらない。すなわち、公益目的要件を、行為者の主観を包含した客観的目的の判断として理解する古典的見解[(132)]は、主観的目的としての上記②とともに、客観的目的の判断の中で上記①をも考慮するものといえるし、公共性要件と公益目的要件の相関的考察による総合的判断を主張する有力説は、相関的考察の中で上記①も考慮するものと解され、かつ、上記②の場合に責任が成立することも明示していたからである[(133)]。

他方で、裁判例における公益目的要件の上記②に関する機能には、一定の限定が必要だと思われる。すなわち、上記②が問題となるように見える場合のうち、客観的事情によって加害目的が推認される場面では、どのような客観的事情があれば加害目的を推認しうるかという基準が必要であるところ、問題となる場面には、公益目的が否定されることで保護される利益の実質が社会的評価としての名誉ではなく、信用、プライバシー、名誉感情などである場合がある。このように公益目的要件が結果的に名誉毀損法理を通じて実質的には他の利益を保護する機能を果たす場合には、それらの利益の保護が直接に問題とされる場合との整合性に配慮して、加害目的の認定をすべきである（第３章第４節参照）。

（２）残された課題

本稿では、裁判例における公益目的要件の機能に着目して、裁判例の分析を行い、その理論的検討を試みた。しかし、理論的検討のために前提となるべき、より大きな視点からの問題について扱うことはできなかった。この点は、今後さらに補う必要がある。

第一に、公益目的要件はやはり公共性要件と密接な関係にあることを考慮すれば、とりわけ公共の利害を図る手段としての有効性という客観的側面について公益目的要件の機能の内実を考察する前提としては、公共性要件のさらなる分析も今後進められる必要がある。

第二に、加害目的が客観的事情により間接的に認定される場合について検討を進

(132)　小野・前掲注（９）。
(133)　三島・前掲注（19）。

めるためには、前提として、そもそも裁判例における害意や故意の認定一般について理論的分析を行う必要がある。

第三に、公益目的要件の機能のうち、加害目的の存在によって違法性阻却を否定する理論的基礎[(134)]として、そもそも加害者の主観的な害意ないし加害目的が、一般的に不法行為法における違法性判断においてどのような意義を有するかを、明らかにする必要があった。この点に関しても本格的な検討を要する。

公益目的要件の意義を考察するためにはこれらの問題に取り組まなければならず、外国法との比較も含めた十分な考察を行うべきであるが、これらの点は今後の課題となる。

(134)　第３章第４節（１）参照。